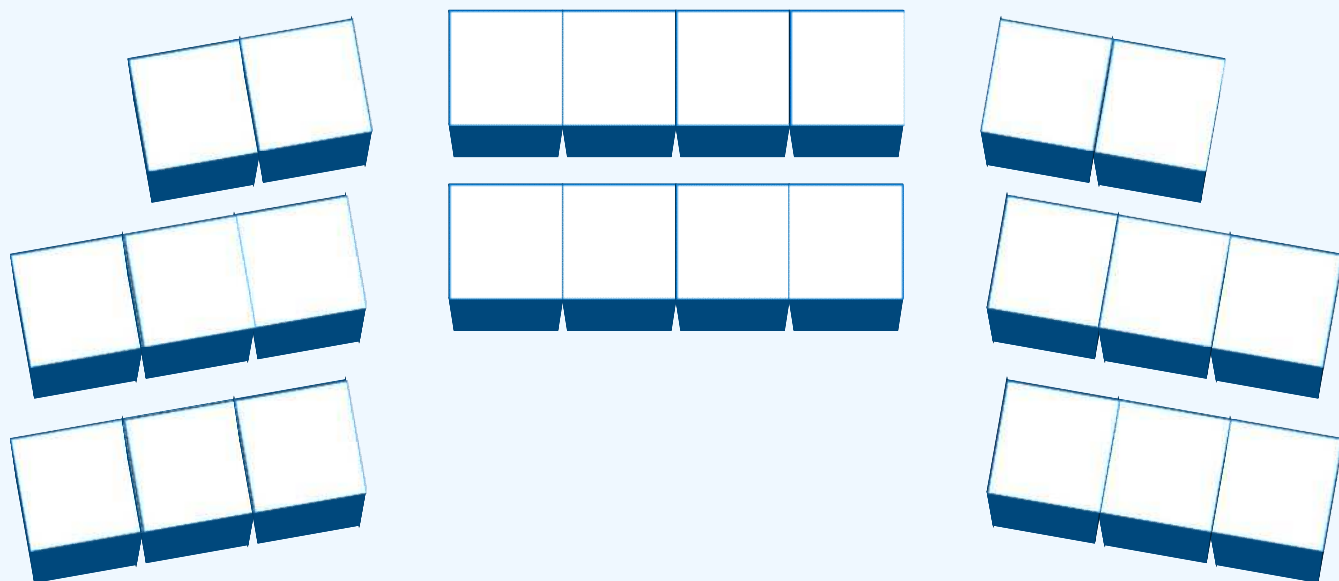


VOL.200

2023・6

市議会レポート



青梅市議会事務局

目 次

議会日誌	1
議長会の動き	4
東京都市議会議長会	
各種協議会等の動き	6
関東地区競艇主催地議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
全国高速自動車道市議会協議会	
令和4年度視察受入状況	8
青梅市議会新着図書目録	10
要綱・要領等の制定、改廃の状況	12
制定された要綱・要領	24
令和5年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金交付要綱 以下 39 件	

議 会 日 誌

<2月>

- 1日(水) 午後 2:00 三多摩上下水道及び道路建設促進協議会第1委員会 [東京自治会館一寺島議員、平岡主査]
- 2日(木) 午前10:30 佐賀県武雄市議会議員行政視察 [市役所委員会室一議会改革の取り組みについて]
- 6日(月) 午前10:58 議会運営委員会
午後 2:00 東京都市議会議長会議員研修会 [府中の森芸術劇場一全議員]
- 9日(木) 午前10:00 令和5年第1回青梅、羽村地区工業用水道企業団議会定例会 [羽村市水道事務所一島崎・片谷・みねざき議員]
- 13日(月) 午後 1:30 令和5年第1回西多摩衛生組合議会定例会・全員協議会 [西多摩衛生組合一湖城・迫田・大勢待議員]
午後 3:00 東京都十一市競輪事業組合議会第1回定例会 [京王閣競輪場一鴻井・久保議員]
- 15日(水) 午前10:00 定例記者会見 [市役所会議室一鴨居議長、鴻井副議長、局長]
午後 1:29 議会運営委員会
- 16日(木) 午前 9:30 都市計画審議会 [市役所大会議室一阿部・井上・ぬのや・ひだ・榎澤・山田・山内議員]
午後 3:00 東京都市議会議長会定期総会 [東京自治会館一鴨居議長、局長]
- 17日(金) 午前 9:59 令和4年市議会定例会令和5年2月定例議会 本会議 [市長施政方針演説、議案審議、陳情審議]
議員研修会 [市役所大会議室一男女共同参画動画視聴]
- 18日(土) 午後 1:00 第55回記念青梅マラソン大会開会式 [住友金属鉦山アリーナ青梅一全議員]
- 20日(月) 午前11:00 令和4年度第2回西多摩地域広域行政圏協議会審議会 [市役所会議室一鴨居議長、小山・山内議員]
午後 1:30 令和5年第1回東京たま広域資源循環組合議会ブロック代表者会議・定例会 [東京自治会館一久保議員]
- 22日(水) 午後 1:00 宮崎県高千穂町議会議員行政視察 [市役所委員会室一通年会期について]
午後 2:57 議会運営委員会
- 27日(月) 午後 1:30 定期監査講評、例月出納検査 [市役所会議室一野島監査委員]

<3月>

1日(水)	午前 9:34	議会運営委員会
	午前 9:59	本会議 [議案の一部訂正]
	午前10:10	総務企画委員会
	午前10:08	環境建設委員会
	午前10:10	福祉文教委員会
2日(木)	午前 9:56	福祉文教委員会
5日(日)	午前11:40	観梅市民まつり開会式 [観梅市民まつり本部一鴨居議長]
7日(火)	午前 9:59	予算決算委員会
	午前11:20	全員協議会<市長提出事項>… 1. 市長の姉妹都市ポッパルト市への訪問について、2. 「第2期青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂について、3. 「青梅市教育大綱」の策定について、4. 青梅市を当事者とした訴訟事件の概況について、5. 令和5年度国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の軽減判定所得等の見直しについて、6. 令和5年度税制改正の主な内容について、7. 青梅市中心市街地活性化基本計画の終了について、8. 公共交通にかかる令和5年3月ダイヤ改正等について、9. 青梅市立総合病院を当事者とした訴訟事件の概況について、<議長提出事項>… 1. 東京たま広域資源循環組合議会議員からの報告について]
8日(水)	午前 9:59	本会議 [一般質問]
9日(木)	午前 9:59	本会議 [一般質問]
10日(金)	午前 9:59	本会議 [一般質問]
13日(月)	午前 9:13	議会運営委員会
	午前 9:59	本会議 [委員会審査報告、議案審議]
	午前10:35	総合病院建替特別委員会
14日(火)	午前 9:59	予算決算委員会
15日(水)	午前 9:59	予算決算委員会
16日(木)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前 9:58	本会議 [議案審議]
	午前10:05	予算決算委員会
	午後 4:28	福祉文教委員会
19日(日)	午前10:00	青梅市消防団消防自動車交付式 [市役所一鴨居議長]
22日(水)	午前 9:13	議会運営委員会

	午前 9:58	本会議 [委員会審査報告、議案審議]
	午後 4:51	新型コロナウイルス対策特別委員会
28日 (火)	午後 1:30	例月出納検査 [市役所会議室—野島監査委員]
30日 (木)	午後 2:30	東京都十一市競輪事業組合議会第1回臨時会 [東京自治会館—鴻井・久保議員]

<4月>

3日 (月)	午前10:00	辞令交付式
8日 (土)	午前10:00	市民体育大会総合開会式兼都民体育大会青梅市代表選手結団式 [市役所会議室—鴨居議長]
10日 (月)	午後 3:00	東京都市議会議長会局長連絡会議 [稲城市役所—局長]
12日 (水)	午前10:03	福祉文教委員会
14日 (金)	午前11:00	関東地区競艇主催地議会協議会事務局長会議 [みどり市役所—局長]
24日 (月)	午後 2:00	当選証書付与式
25日 (火)	午後 3:00	東京都市議会議長会臨時総会 [東京自治会館—鴨居議長、局長]
26日 (水)	午前10:00	福祉文教委員会
	午後 1:15	東京都市監査委員会定期総会 [書面開催—野島監査委員]
27日 (木)	午前 9:30	都市計画審議会 [市役所大会議室—阿部・井上・ぬのや・ひだ・榎澤・山田・山内議員]
	午後 1:30	例月出納検査 [市役所会議室—野島監査委員]
29日 (土)	午後 1:30	青梅・奥多摩交通安全のつどい [霞共益会館—鴨居議長]

議 長 会 の 動 き

東京都市議会議長会

2月6日（月） 議員研修会（府中の森芸術劇場）

- * 演題 「地方分権と自治体議会」～分権改革の22年と自治体議会のこれから～
講師 牛山 久仁彦 氏
明治大学政治経済学部 地域行政学科長 教授

2月16日（木） 定期総会（東京自治会館）

- * 報告事項（了承）
会務報告 以下11件
- * 協議事項（原案どおり承認）
 - 1 関東市議会議長会第89回定期総会で審議する都県提出議案について
 - 2 関東市議会議長会、全国市議会議長会及び市議会議員共済会の次期役員等の推薦について
- * その他
 - 1 令和4年度東京都市議会議長会関係役員
 - 2 令和4年度東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
 - 3 令和4年度東京都市議会議長会事業日程

4月10日（月） 事務局長連絡会議

- * 案件（了承）
 - 1 各市提出議案について
 - 2 令和4年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定について
 - 3 東京都市議会議長会理事会及び臨時総会の運営について
- * 連絡事項
 - 1 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿について
 - 2 令和5年度東京都市議会議長会事業日程について
- * その他

4月25日（火） 臨時総会

- * 報告事項（了承）

会務報告 以下6件

* 協議事項（原案どおり認定）

令和4年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定について

歳入 予算額 1,415万 804円 決算額 1,209万1,753円

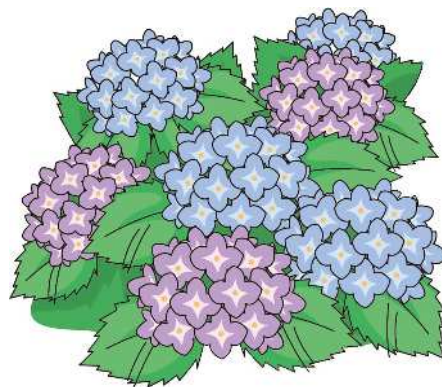
歳出 予算額 1,415万 804円 決算額 352万4,547円

差引残額 856万7,206円（翌年度へ繰り越し）

* その他

参考資料について

- (1) 令和5年度東京都市議会議長会関係役員
- (2) 令和5年度東京都市議会議長会事業計画
- (3) 令和5年度東京都市議会議長会歳入歳出予算
- (4) 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- (5) 令和5年度東京都市議会議長会事業日程
- (6) 東京都市議会議長会会則・諸規程



各種協議会等の動き

関東地区競艇主催地議会協議会

4月14日（金） 事務局長会議

* 報告事項（了承）

会務報告について 以下2件

* 協議事項（承認）

令和5年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出予算（案）について

* その他

- 1 役員会及び研修視察決算報告について
- 2 令和4年度運営及び行事予定
- 3 その他

三多摩上下水及び道路建設促進協議会

2月1日（水） 第1委員会（東京自治会館一寺島議員、平岡主査）

* 報告事項（了承）

会務報告について

* 協議事項（承認）

- 1 令和4年度第1委員会報告書（案）について
- 2 令和5年度第1委員会運動方針（案）について
- 3 令和5年度第1委員会役員（案）について

全国高速自動車道市議会協議会

2月1日（水） 定期総会

* 事務報告（了承）

* 協議事項（原案どおり認定または決定）

- 1 令和3年度会計決算について

歳入 予算額 1,140万 100円 決算額 1,166万8,449円

歳 出 予算額 1,140万 100円 決算額 497万 376円
差引残額 669万8,073円（翌年度へ繰り越し）

2 令和5年度予算について

歳 入 予算額 1,025万5,100円

歳 出 予算額 1,025万5,100円

3 令和5年度活動方針について

(1) 重点目標

- ① 高規格幹線道路網 14,000 キロメートルの早期整備
- ② 暫定2車線区間の4車線化の早期実現
- ③ 頻発する自然災害に備えた危機管理等の強化
- ④ 予防保全等による老朽化対策の促進

(2) 活動方法

目標達成のため、高速道路建設・整備促進等に関する要望・決議を適宜とりまとめ、全国高速道路建設協議会など関係団体との連携のもと、政府及び国会等に対し強力に要望活動を行う。

4 令和5年度会議・要望活動日程について



令和4年度視察受入状況

	受入日	来訪自治体名	人員(人)	視察内容
1	6月29日	山口県下関市	3	中心市街地活性化基本計画について
2	7月28日	大分県豊後大野市 議会活性化委員会	7	通年議会について
3	11月8日	埼玉県寄居町 総務経済常任委員会	12	企業版ふるさと納税について
4	2月2日	佐賀県武雄市 議会改革等 調査特別委員会	6	議会改革の取り組みについて
5	2月22日	宮崎県高千穂町 議会運営委員会	8	通年会期について
計		延べ6団体	36	



青梅市議会新着図書目録

分類 番号	書 名	著 編 者	発 行 所	発行年	版型
007	iPad 完全マニュアル	清 水 義 博	スタンダードズ	令 5	A4
288	皇室 OurImperialFamily(第 97 号) 令和 5 年冬号	日 本 文 化 団 興 隆 財 団	扶 桑 社	令 5	A4 変形
288	皇室 OurImperialFamily(第 98 号) 令和 5 年春号	日 本 文 化 団 興 隆 財 団	扶 桑 社	令 5	A4 変形
314	選挙の記録 令和 4 年 7 月 10 日執行 参議院議員選挙	青 梅 市 選挙管理委員会	青 梅 市 選挙管理委員会	令 5	A4
318	青梅市議会史 6	青 梅 市 議 会	青 梅 市 議 会	令 5	A5
318	議会資料 109 号 議会年報 (令和 4 年)	立 川 市 議 会	立 川 市 議 会	令 5	A4
318	市政概要 令和 4 年度	小 平 市 議 会 局 事 務 局	小 平 市 議 会 局 事 務 局	令 4	A4
318	第 7 次青梅市総合長期計画 令和 5 年度～令和 14 年度(2023～2032)	青 梅 市 企 画 部 企 画 政 策 課	青 梅 市	令 5	A4
318	青梅市行財政改革推進プラン 令和 5(2023)年度～令和 9(2027)年度	—	青 梅 市	令 5	A4
318	自治六法 令和 5 年版	地 方 自 治 法 令 研 究 会	ぎょうせい	令 4	A5
318	全国都市の特色ある施策集(令和 5 年度版)地域の魅力と活力あるまち づくり	全 国 市 議 会 会 議 長 会	全 国 市 議 会 会 議 長 会	令 5	A4
318	DXで変える・変わる自治体の「新 しい仕事の仕方」：推進のポイント を的確につかみ効果を上げる！	高 橋 邦 夫	第 一 法 規	令 3	A5
318	誰ひとり取り残さない住民に伝わ る自治体情報の届け方	佐 久 間 智 之	学 陽 書 房	令 3	A5
318	図解よくわかる地方議会のしくみ 改訂版	武 田 正 孝	学 陽 書 房	令 4	A5
318	はじめて取り組む自治体職員のため の成果連動型委託契約<PFS>/ソ ーシャル・インパクト・ボンド<SIB> 実践ガイドブック	北 野 隆 志 藤 田 力	第 一 法 規	令 3	A5
318	公と民の協働による社会課題の解 決に関する調査研究報告書	—	東 京 市 町 村 会 自 治 調 査 会	令 5	A4
318	自治体におけるケアラー支援の方 策に関する調査研究報告書	—	東 京 市 町 村 会 自 治 調 査 会	令 5	A4
332	令和 3 年度 青梅市財政白書	青 梅 市	青 梅 市 企 画 部 財 政 課	令 5	A4
349	令和 4 年度 固定資産概要調書	市 民 部 資 産 税 課	青 梅 市	令 4	A4

分類 番号	書 名	著 編 者	発 行 所	発行年	版型
349	市町村税政参考資料(平成24年度から令和3年度まで)	—	東京市町村自治調査会	令5	A4
349	市町村財政力分析指標(平成24年度から令和3年度まで)	—	東京市町村自治調査会	令5	A4
351	東京都統計年鑑(令和3年)	—	東京都	令5	A4
351	青梅市の統計 令和3年度版	青梅市総務部 総務契約課庶務係	青梅市総務部 総務契約課庶務係	令5	A4
359	多摩地域データブック～多摩地域主要統計表～2022(令和4)年版	—	東京市町村自治調査会	令5	A4
364	わかりやすい社会保障制度 改訂版 はじめて福祉に携わる人へ	結城 康弘 河村 秋唯 大津	ぎょうせい	令5	A5
365	My Home , My Ome	青梅市	青梅市	令4	A5
367	青梅市ジェンダー平等推進計画	—	青梅市	令5	A4
369	青梅市保健事業概要 令和4年度	青梅市健康福祉部 健康課	青梅市健康福祉部 健康課	令5	A4
369	青梅市地域公共交通計画	青梅市都市整備部 管理課交通担当	—	令5	A4
369	基礎自治体における行政評価の効果的、効率的な実施に関する調査研究報告書	—	東京市町村自治調査会	令5	A4
369	自治体におけるナッジの活用に関する調査研究報告書～ちょっとした工夫で政策をより良くするには～	—	東京市町村自治調査会	令5	A4
373	青梅市教育委員会の教育施策—令和5年度教育施策の概要・青梅市教育推進プラン—	青梅市教育委員会 教育部教育総務課	青梅市教育委員	令5	A4
373	青梅市特別支援教育実施計画 第六次計画(令和5～7年度)	青梅市教育委員	青梅市教育委員	令5	A4
376	埼玉県飯能高等学校 創立100周年記念誌	埼玉県立 飯能高等学校	埼玉県立 飯能高等学校	令5	A4
468	事業概要 令和4年版	東京都 西多摩保健所	東京都 西多摩保健所	令4	A4
519	令和3年度 青梅市環境報告書	青梅市環境部 環境政策課	青梅市環境部 環境政策課	令5	A4
651	青梅の森事業計画	青梅市	青梅市	令5	A4

要綱・要領等の制定、改廃の状況

<令和5年2月～令和5年5月1日現在>

件名	区分	所管
青梅市ネーミングライツの付与に関する指針	改正	企画政策課
青梅市釜の淵エリア活用検討委員会設置要綱	改正	企画政策課
青梅市広告掲載取扱要綱	改正	企画政策課
令和5年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金交付要綱	制定	企画政策課
吉川英治記念館に関する検討委員会設置要綱	廃止	企画政策課
青梅市ゆめ・うめ・おうめ創生本部設置要綱	廃止	企画政策課
青梅市ゆめ・うめ・おうめ創生本部部会等設置要領	廃止	企画政策課
青梅市市民ホールに関する懇談会市民委員選考要綱	廃止	企画政策課
青梅市市民ホールに関する懇談会設置要綱	廃止	企画政策課
青梅市総合長期計画策定本部会議設置要綱	廃止	企画政策課
青梅市総合長期計画審議会の会議の公開等に関する取扱要領	廃止	企画政策課
青梅市行財政改革推進委員会の公募委員選考委員会設置要綱	改正	財政課
青梅市行財政改革推進本部設置要綱	改正	財政課
青梅市行財政改革推進本部調整会議設置要領	改正	財政課
青梅市財務会計システムプロポーザル選定委員会設置要綱	廃止	財政課
青梅市基幹系業務システム検討委員会設置要綱	改正	情報システム課
青梅市情報セキュリティ委員会設置要綱	改正	情報システム課
青梅市DX推進本部設置要綱	改正	DX推進担当
青梅市DX推進員設置要綱	制定	DX推進担当
青梅市内部情報システム最適化支援業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	DX推進担当
青梅市BPR推進業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱	廃止	DX推進担当

件 名	区 分	所 管
青梅市公有財産の取得、活用および処分検討委員会設置要綱	改正	総務契約課
青梅市指定管理者選定委員会設置要綱	改正	総務契約課
青梅市庁舎管理業務員服務要綱	改正	総務契約課
青梅市役所本庁舎消防計画	改正	総務契約課
青梅市契約における暴力団等排除措置要綱	改正	総務契約課
青梅市電気自動車充電設備の運用に関する要綱	制定	総務契約課
青梅市情報公開請求等にかかる第三者情報取扱要領	改正	文書法制課
青梅市職員通信教育研修助成要綱	改正	職員課
青梅市職員のハラスメント防止等に関する要綱	改正	職員課
青梅市職員希望降任制度実施要綱	改正	職員課
青梅市職員自主研究活動助成要綱	改正	職員課
青梅市特定事業主行動計画策定・推進委員会設置要綱	改正	職員課
世界連邦運動協会青梅支部運営費補助金交付要綱	改正	市民安全課
青梅交通安全協会事業補助金交付要綱	改正	市民安全課
青梅防犯協会運営費補助金交付要綱	改正	市民安全課
青梅市防犯対策連絡会設置要綱	改正	市民安全課
青梅市交通公園のあり方検討委員会設置要綱	廃止	市民安全課
青梅市災害時避難所等利用者補償制度取扱要綱	制定	防災課
新しい青梅市消防団のあり方検討委員会設置要綱	廃止	防災課
青梅市家具転倒防止器具等支給取付事業実施要綱	改正	防災課
青梅市消防団員互助会運営費交付金交付要	改正	防災課
青梅市消防団運営費交付金交付要綱	改正	防災課

件 名	区 分	所 管
青梅防火防災協会運営費補助金交付要綱	改正	防 災 課
青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱	改正	防 災 課
青梅市防災基本条例庁内検討委員会設置要綱	制定	防 災 課
集会施設設置等事業補助金交付要綱	改正	市民活動推進課
集会施設用地借上料補助金交付要綱	改正	市民活動推進課
青梅ボランティア・市民活動センター運営費補助金交付要綱	改正	市民活動推進課
青梅市自治会振興交付金交付要綱	改正	市民活動推進課
青梅市における市民活動団体等との協働事業の推進に関する指針	改正	市民活動推進課
青梅市男女平等情報紙編集委員会の公募委員募集要領	改正	市民活動推進課
青梅市男女平等情報紙編集委員会設置要綱	改正	市民活動推進課
青梅市男女平等推進計画検討委員会設置要綱	改正	市民活動推進課
青梅市男女平等推進計画懇談会の公募委員募集要領	改正	市民活動推進課
青梅市男女平等推進計画懇談会設置要綱	改正	市民活動推進課
青梅市市民センターLED化 ESCO 事業プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	市民活動推進課
青梅市における平日夜間の一部窓口業務の取扱時間延長に関する取扱要綱	改正	市 民 課
青梅市市民窓口サービス検討委員会設置要綱	改正	市 民 課
青梅市診療報酬明細書等の開示にかかる取扱要領	改正	保 険 年 金 課
青梅市国民健康保険税における新型コロナウイルス感染症にかかる青梅市国民健康保険税減免取扱要綱の特例に関する要綱	改正	保 険 年 金 課
青梅市法人市民税システムプロポーザル選定委員会設置要綱	廃止	市 民 税 課
青梅市公金収納効率化等検討委員会設置要綱	改正	収 納 課
青梅市債権管理適正化検討委員会設置要綱	改正	収 納 課
青梅市環境管理推進本部設置要綱	改正	環 境 政 策 課

件 名	区 分	所 管
青梅市環境推進会議設置要綱	改正	環 境 政 策 課
青梅市ゼロカーボンシティ推進本部設置要綱	制定	環 境 政 策 課
青梅市環境基本計画等検討委員会設置要綱	制定	環 境 政 策 課
青梅市環境基本計画等懇談会委員の公募および選考要領	制定	環 境 政 策 課
青梅市環境基本計画等懇談会設置要綱	制定	環 境 政 策 課
青梅市省エネルギー住宅改修補助金交付要綱	制定	環 境 政 策 課
第3次青梅市環境基本計画等策定支援業務等の委託契約にかかる指名型プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	環 境 政 策 課
浄化槽清掃経費軽減措置に関する要綱	改正	清 掃 リ サ イ ク ル 課
青梅市環境美化委員連合会補助金交付要綱	改正	清 掃 リ サ イ ク ル 課
青梅市粗大ごみ運び出しサービス実施要綱	改正	清 掃 リ サ イ ク ル 課
青梅市生け垣設置費補助金交付要綱	改正	公 園 緑 地 課
青梅の森連絡委員会設置要綱	改正	公 園 緑 地 課
青梅市みどりの連絡委員会設置要綱	改正	公 園 緑 地 課
花木園複合遊具購入プロポーサル選定委員会設置要綱	廃止	公 園 緑 地 課
青梅市自家用小型污水ポンプ施設設置等補助金交付要綱	改正	下 水 管 理 課
青梅市公共下水道台帳閲覧事務取扱要綱	改正	下 水 管 理 課
青梅市下水道事業経営戦略策定検討委員会設置要綱	廃止	下 水 管 理 課
小曾木・成木地区および沢井地区污水处理施設整備検討委員会設置要綱	改正	下 水 工 務 課
青梅市成年後見制度利用支援事業実施要綱	改正	福 祉 総 務 課
青梅市高齢者等福祉サービス調整チーム設置運営要綱	改正	福 祉 総 務 課
青梅市社会福祉法人設立認可審査委員会設置要綱	改正	福 祉 総 務 課
青梅市重層的支援体制整備事業移行準備庁内検討会設置要綱	改正	福 祉 総 務 課

件 名	区 分	所 管
青梅市成年後見活用あんしん生活創造事業実施要綱	改正	福 祉 総 務 課
青梅市生活困窮者自立相談支援員取扱要綱	改正	福 祉 総 務 課
青梅市福祉まちづくり事業連絡調整委員会設置要領	改正	福 祉 総 務 課
青梅市地域共生社会推進会議設置要綱	制定	福 祉 総 務 課
令和5年度青梅市ウクライナ避難民暮らしの安心確保支援金支給要綱	制定	福 祉 総 務 課
青梅市被保護者等自立促進事業実施要綱	改正	生 活 福 祉 課
青梅市生活保護健康管理支援員取扱要綱	改正	生 活 福 祉 課
青梅市無料職業紹介事業実施要綱	改正	生 活 福 祉 課
青梅市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱	廃止	生 活 福 祉 課
青梅市生活保護面接相談員取扱要綱	廃止	生 活 福 祉 課
青梅市生活保護就労支援専門員取扱要綱	廃止	生 活 福 祉 課
青梅市介護保険サービス提供事業者による生計困難者等利用者負担額軽減制度事業実施要綱	改正	介 護 保 険 課
青梅市介護保険サービス提供事業者による生計困難者等利用者負担額軽減制度事業補助金交付要綱	改正	介 護 保 険 課
青梅市福祉サービス第三者評価受審支援事業補助金交付要綱	改正	介 護 保 険 課
青梅市地域密着型（介護予防）サービス指定候補事業者の選定に関する委員会設置要綱	改正	介 護 保 険 課
青梅市高齢者家具転倒防止器具等支給取付事業実施要綱	改正	高 齢 者 支 援 課
青梅市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱	改正	高 齢 者 支 援 課
青梅市ゆめうめ体操推進員設置要綱	改正	高 齢 者 支 援 課
青梅市高齢者温泉保養施設選定委員会設置要領	改正	高 齢 者 支 援 課
青梅市地域包括支援センター事業運営業務委託にかかる公募型プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	高 齢 者 支 援 課
令和4年度青梅市高齢者家計応援券事業実施要綱	廃止	高 齢 者 支 援 課
令和4年度青梅市福祉施設等物価高騰支援給付金支給要綱	改正	障 がい 者 福 祉 課

件 名	区 分	所 管
青梅市障害者家具転倒防止器具等支給取付事業実施要綱	改正	障がい者福祉課
青梅市重度身体障害者（児）生活実習等事業補助金交付要綱	改正	障がい者福祉課
青梅市障害者（児）短期入所事業実施要綱	改正	障がい者福祉課
青梅市障害者スポーツ大会補助金交付要綱	改正	障がい者福祉課
青梅市障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱	改正	障がい者福祉課
青梅市中心身障害者自動車運転教習事業補助金交付要綱	改正	障がい者福祉課
青梅市身体障害者用自動車改造費補助金交付要綱	改正	障がい者福祉課
青梅市地域福祉推進事業補助金交付要綱	改正	障がい者福祉課
青梅市障害者計画等庁内連絡会議設置要綱	改正	障がい者福祉課
青梅市障害者就労支援センター事業者の選考に関する委員会設置要綱	改正	障がい者福祉課
令和4年度青梅市障害福祉サービス事業所物価高騰支援補助金交付要綱	制定	障がい者福祉課
令和5年度青梅市による障害者就労施設等からの物品および役務等の調達方針	制定	障がい者福祉課
令和3年度青梅市による障害者就労施設等からの物品および役務等の調達方針	廃止	障がい者福祉課
令和4年度青梅市による障害者就労施設等からの物品および役務等の調達方針	廃止	障がい者福祉課
青梅市出産・子育て応援事業実施要綱	改正	健 康 課
青梅市新生児訪問指導実施要綱	改正	健 康 課
青梅市自動体外式除細動器（AED）収納ボックス広告掲載取扱基準	改正	健 康 課
青梅市骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付要綱	改正	健 康 課
青梅市私的二次救急病院救急体制確保補助金交付要綱	改正	健 康 課
青梅市ブックスタート事業実施要綱	改正	健 康 課
青梅市感染症対策本部設置要綱	改正	健 康 課
青梅市健康増進計画庁内連絡会議設置要綱	改正	健 康 課

件名	区分	所管
青梅市産後ケア事業実施要綱	改正	健康課
青梅市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱	改正	健康課
青梅市食育推進計画庁内連絡会議設置要綱	改正	健康課
青梅市妊婦健康診査実施要綱	改正	健康課
青梅市里帰り等妊婦健康診査受診費助成金交付要綱	改正	健康課
青梅市多胎妊婦健康診査費用助成金交付要綱	制定	健康課
青梅市健康センター機能訓練実施要領	廃止	健康課
青梅市健康づくりフォローアップ指導事業実施要綱	廃止	健康課
青梅市新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援事業実施要綱	廃止	健康課
令和5年度青梅市新型コロナウイルスワクチン接種にかかる交通費助成事業実施要綱	制定	新型コロナウイルスワクチン接種担当
青梅市一時預かり事業費補助金交付要綱	改正	子育て推進課
青梅市認証保育所運営補助要綱	改正	子育て推進課
青梅市保育施設等に対する市費補助金交付要綱	改正	子育て推進課
青梅市医療的ケア児支援事業補助金交付要綱	改正	子育て推進課
青梅市医療的ケア児支援事業補助金交付要綱	改正	子育て推進課
青梅市一時預かり事業費補助金交付要綱	改正	子育て推進課
青梅市私立幼稚園協会補助金交付要綱	改正	子育て推進課
青梅市認証保育所利用者補助金交付要綱	改正	子育て推進課
青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会設置要綱	改正	子育て推進課
青梅市認可保育所施設整備審査会設置要綱	改正	子育て推進課
令和4年度青梅市保育所等における児童の安全対策事業補助金交付要綱	制定	子育て推進課
令和4年度青梅市私立幼稚園送迎バス等安全対策支援事業費補助金交付要綱	制定	子育て推進課

件 名	区 分	所 管
令和4年度青梅市保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金交付要綱	制定	子育て推進課
青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会設置要綱	制定	子育て推進課
青梅市放課後子ども教室推進事業実施要綱	制定	子育て推進課
青梅市保育対策検討委員会設置要綱	廃止	子育て推進課
令和2年度新型コロナウイルス感染症対策青梅市子育て世帯生活支援臨時給付金支給事業実施要綱	廃止	子育て推進課
令和3年度青梅市子育て世帯等臨時特別支援事業給付金支給実施要綱	廃止	子育て推進課
青梅市保育所バスステーション事業検討会議設置要綱	廃止	子育て推進課
青梅市母子家庭および父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱	改正	子ども家庭支援課
青梅市母子家庭および父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱	改正	子ども家庭支援課
青梅市こんにちは赤ちゃん事業実施要綱	改正	子ども家庭支援課
青梅市子どもの貧困対策庁内連絡会設置要綱	改正	子ども家庭支援課
青梅市子ども家庭支援センター事業実施要綱	改正	子ども家庭支援課
青梅市子ども家庭支援ワーカー取扱要綱(1)	改正	子ども家庭支援課
青梅市子ども家庭支援ワーカー取扱要綱(2)	改正	子ども家庭支援課
青梅市子ども食堂推進事業補助金交付要綱	改正	子ども家庭支援課
青梅市子育て支援事業実施者の選定に関する委員会設置要綱	改正	子ども家庭支援課
青梅市婦人相談員取扱要綱	改正	子ども家庭支援課
青梅市母子・父子自立支援員取扱要綱	改正	子ども家庭支援課
青梅市母子家庭および父子家庭自立支援給付金等支給審査会設置要綱	改正	子ども家庭支援課
青梅市要保護児童対策地域協議会設置要綱	改正	子ども家庭支援課
青梅市養育支援訪問事業実施要綱	改正	子ども家庭支援課
令和5年度子どもふれあいフェスタ2023事業補助金交付要綱	制定	子ども家庭支援課

件 名	区 分	所 管
青梅市小口零細企業保証資金融資要綱	改正	商 工 観 光 課
青梅市中小企業小口緊急対策資金融資要綱	改正	商 工 観 光 課
青梅市中小企業振興資金等融資信用保証料補助要綱	改正	商 工 観 光 課
青梅市観光振興事業費補助金交付要綱	改正	商 工 観 光 課
青梅市小企業等経営改善資金利子補給金交付要綱	改正	商 工 観 光 課
青梅市中小企業従業員等互助会補助金交付要綱	改正	商 工 観 光 課
青梅市中小企業退職金共済掛金補助要綱	改正	商 工 観 光 課
青梅市創業支援等事業計画にもとづく特定創業支援等事業にかかる証明書の交付事務取扱要領	改正	商 工 観 光 課
おうめ！観光戦略創造プロジェクト委員会設置要綱	改正	商 工 観 光 課
おうめものづくり支援事業専門家会議設置要領	改正	商 工 観 光 課
青梅駅前地区市街地再開発組合運営費補助金交付要綱	改正	商 工 観 光 課
一般社団法人こーよ青梅に対する補助金交付要綱	制定	商 工 観 光 課
令和5年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金交付要綱	制定	商 工 観 光 課
青梅市観光事業者支援業務指名型プロポーザル選定委員会設置要綱	廃止	商 工 観 光 課
令和4年度新型コロナウイルス感染症対策青梅市プレミアム付商品券事業実施要綱	廃止	商 工 観 光 課
令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策キャッシュレス決済ポイント還元事業実施要綱	廃止	商 工 観 光 課
令和4年度青梅市物価高騰対策キャッシュレス決済ポイント還元事業実施要綱	廃止	商 工 観 光 課
青梅市6次産業化支援事業補助金交付要綱	改正	農 林 水 産 課
青梅市内水面漁業振興対策事業費補助金交付要綱	改正	農 林 水 産 課
青梅市農業次世代人材投資資金交付要綱	改正	農 林 水 産 課
青梅市農産物病虫害防除等事業補助金交付要綱	改正	農 林 水 産 課
青梅市農林業経営近代化促進事業補助金交付要綱	改正	農 林 水 産 課

件 名	区 分	所 管
青梅市農業委員会委員候補者選考委員会要綱	改正	農 林 水 産 課
青梅インターチェンジ周辺整備事業推進委員会設置要綱	改正	拠 点 整 備 課
青梅市景観まちづくり市民団体等活動助成金交付要綱	改正	都 市 計 画 課
青梅市景観形成助成金交付要綱	改正	都 市 計 画 課
青梅市まちづくり・デザイン会議設置要綱	改正	都 市 計 画 課
青梅市景観まちづくり推進委員会設置要綱	改正	都 市 計 画 課
青梅市多摩川沿い景観形成地区検討委員会設置要綱	改正	都 市 計 画 課
青梅市都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱	改正	都 市 計 画 課
青梅市公共交通協議会補助金交付要綱	改正	管 理 課
青梅市公共交通協議会の公募委員募集要領	改正	管 理 課
青梅市移住・定住促進検討委員会設置要綱	改正	住 宅 課
青梅市営住宅使用料口座振替取扱要領	改正	住 宅 課
青梅市空家等対策庁内検討委員会設置要綱	改正	住 宅 課
青梅市民みんなでおもてなし事業補助金交付要綱	改正	住 宅 課
青梅市営住宅の住宅変更に関する取扱要綱	制定	住 宅 課
青梅市営住宅長寿命化計画検討委員会設置要綱	廃止	住 宅 課
令和4年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金交付要綱	廃止	住 宅 課
おうめをみつける・おもいだす戦略支援業務委託にかかる公募型プロポーザル選定委員会設置要綱	廃止	住 宅 課
青梅市学校事務共同実施検討委員会設置要綱	改正	教 育 総 務 課
青梅市教育委員会事務点検評価実施要綱	改正	教 育 総 務 課
青梅市教育委員会青色防犯パトロールカーによる防犯パトロール運用基準	改正	教 育 総 務 課
青梅市教育委員会付属機関の委員等に対する感謝状贈呈実施基準	改正	教 育 総 務 課

件 名	区 分	所 管
青梅市学校施設のあり方審議会市民委員募集要領	制定	教 育 総 務 課
青梅市学校規模適正化検討委員会設置要綱	改正	学 務 課
青梅市特別支援学級就学奨励費給与要綱	改正	学 務 課
青梅市特別支援教育推進協議会設置要綱	改正	学 務 課
学びと心の育成事業交付金交付要綱	改正	指 導 室
青梅市コミュニティ・スクール導入検討委員会設置要綱	改正	指 導 室
青梅市移動教室等保護者負担助成金交付要綱(1)	改正	指 導 室
青梅市移動教室等保護者負担助成金交付要綱(2)	改正	指 導 室
青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要綱	改正	指 導 室
青梅市立中学校における部活動のあり方検討委員会設置要綱	改正	指 導 室
青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営規程	改正	指 導 室
青梅市新学校給食センター基本および実施設計委託プロポーザル選定委員会設置要綱	廃止	学校給食センター
青梅市学校給食センター統合検討委員会設置要綱	廃止	学校給食センター
青梅市生涯学習推進本部設置要綱	改正	社 会 教 育 課
青梅市文化交流センター運営協議会公募委員募集要領	改正	社 会 教 育 課
第五次青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	制定	社 会 教 育 課
青梅市教育行政等連携協議会設置要綱	廃止	社 会 教 育 課
青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会設置要綱	廃止	社 会 教 育 課
青梅市放課後子ども教室推進事業実施要綱	廃止	社 会 教 育 課
青梅市文化交流センター内カフェ事業者選定委員会設置要綱	廃止	社 会 教 育 課
青梅市郷土博物館および青梅市立美術館のあり方検討委員会設置要綱	改正	文 化 課
青梅市文化財保存事業費補助金交付要綱	改正	文 化 課

件 名	区 分	所 管
青梅市無形民俗文化財保存伝承奨励報償金支給要綱	改正	文 化 課
一般社団法人青梅市スポーツ協会補助金交付要綱	制定	ス ポ ー ツ 推 進 課
青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく表彰基準	制定	ス ポ ー ツ 推 進 課
青梅市運動広場設置要綱	制定	ス ポ ー ツ 推 進 課
青梅市運動広場夜間照明設置基準	制定	ス ポ ー ツ 推 進 課
青梅市屋内温水プール開放事業実施要綱	制定	ス ポ ー ツ 推 進 課
青梅市水泳場における安全対策基準	制定	ス ポ ー ツ 推 進 課
青梅市総合体育館における使用料減免に関する基準	制定	ス ポ ー ツ 推 進 課
青梅市体育施設における使用料減免に関する基準	制定	ス ポ ー ツ 推 進 課
青梅市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会要綱	改正	農 業 委 員 会

制定された要綱・要領

令和5年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市内（以下「市内」という。）において、テレワークスペースを整備しようとする事業者に対して、青梅市（以下「市」という。）が予算の範囲内で当該整備にかかる経費の一部を補助し、もって市民のテレワーク環境の向上を図ることを目的とする。

2 定義

この要綱において「テレワークスペース」とは、次の各号のいずれかに掲げる条件を満たしており、机、椅子、電源、Wi-Fi環境、トイレその他の必要な整備が施されたものをいう。

- (1) インターネット等の情報通信技術を活用し、不特定多数の利用者が任意の時間を設定し、仕事を行うことのできる空間
- (2) インターネット等の情報通信技術を活用し、本拠地の事業所から離れた場所にある事務所で、当該事業所に勤務する者が仕事を行うことのできる空間

3 補助対象者

令和5年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす法人または個人事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないと認められるもの
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていないもの
- (3) 青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準（平成19年4月1日実施）による指名停止を受けていないもの
- (4) 市区町村民税を滞納していないもの
- (5) 青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第1号に

- 規定する暴力団および同条第3号に規定する暴力団関係者でないもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当しないもの
 - (7) 政治活動、宗教活動、意見広告および個人の宣伝にかからないもの
 - (8) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれがないもの
 - (9) 補助金の補助を受けようとする事業について、他の補助金の交付を受けていないもの

4 補助対象事業

補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内において実施する次の全ての要件を満たす事業とする。

(1) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 第2項第1号に掲げるテレワークスペースの提供を主なサービスとする店舗を設置し、または既存店舗の一部を改修し、同号に掲げるテレワークスペースとして整備するための事業であること。

イ 第2項第2号に掲げるテレワークスペースを設置しようとする事業であって、2名以上が利用でき、想定される利用者に市民が含まれるものであること。

(2) 市内に本社または事務所を有する事業者が施工するものであること。

(3) 補助金の交付決定後に工事に着手し、補助金の交付申請をした日の属する年度の末日までに完了するものであること。

(4) 補助金の支払が完了してから3月以内に営業または使用を開始できるものであること。

(5) 3年間の事業計画があり、3年以上継続して営業または使用することが見込まれるものであること。

(6) 特定の法人または個人事業者のための事業でないこと。ただし、第1号イに該当する事業である場合を除く。

5 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、別表に定める経費とする。

6 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額以内で青梅市長（以下「市長」という。）が定める額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、別表に定める額を上限とする。

7 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 令和5年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金事業計画書（様式第2号）
- (2) 補助事業予定箇所の現況が分かる写真、位置図および平面図
- (3) 補助事業の見積書
- (4) 法人の登記事項証明書または個人事業者であることを確認できる書類
- (5) 市区町村民税の納税証明書
- (6) 申請の資格に関する申立書（様式第3号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

8 補助金の交付決定

市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定したときは令和5年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

9 補助条件

市長は、補助金の交付に当たり、次の条件を付すものとする。

- (1) 1週間当たり4日以上営業または使用可能な状態を確保すること。
- (2) 午前8時から午後5時までの時間帯を含む1日当たり5時間以上の営業または使用可能な状態を確保すること。

(3) 営業または使用を開始した後も、市が行うテレワークの推進にかかる事業に協力すること。

(4) その他適正な交付を行うため必要があると市長が認める事項を遵守すること。

1 0 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときまたは補助金の交付決定の日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに、速やかに令和5年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 整備後のテレワークスペースの状況が分かる写真

(2) 補助事業にかかる工事代金等の領収書の写し

(3) 補助事業にかかる店舗または事務所の所有または貸借の事実を証明する書類（登記事項証明書または貸借契約書の写し等）

(4) その他市長が必要と認める書類

1 1 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告があったときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定内容およびこれに付した条件に適合すると認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、令和5年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

1 2 補助金の支払等

(1) 前項の規定により交付すべき補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、令和5年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金交付請求書（様式第7号）により、市長に補助金の交付請求を行うものとする。

(2) 市長は、前号の規定により補助金の交付請求を受けた場合において、当該請求書の内容を確認の上、適当と認めるときは、補助事業

者に対し、速やかに補助金の交付を行うものとする。

1.3 事業の廃止等の事前協議

補助事業者は、営業開始の日から3年以内に事業を中止または廃止しようとする場合については、あらかじめ市長に協議し承認を受けなければならない。

1.4 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

1.5 実施期日等

(1) この要綱は、令和5年4月1日から実施し、令和6年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第5項、第6項関係） 補助対象経費および上限額

区分	対象経費	上限額
次項に掲げる事業以外の事業	建設費、解体工事費、外壁工事費、屋根改修工事費、内装工事費、塗装工事費、建具工事費、空調設備工事費、給排水設備工事費、電気通信設備工事費、左官工事費、防犯設備費、備品購入費、住宅分離工事費、害虫等駆除等の薬剤散布費、清掃およびクリーニング費、車庫の設置費および設計・デザイン費ならびに広告宣伝費	150万円
既存店舗の一部を改修し、第2項第1号に掲	内装工事費、塗装工事費、建具工事費、電気通信設備工事費および備品	50万円

げるテレワークスペースとして整備するための事業	購入費ならびに広告宣伝費 ※広告宣伝内容には、テレワークスペースの設置や利用に関する内容が主に含まれていること。	
-------------------------	---	--

青梅市DX推進員設置要綱

1 目的

この要綱は、青梅市におけるデジタル・トランスフォーメーション（デジタル技術、データ等の活用により、行政サービスにおける住民の利便性向上、業務の効率化等を図る取組をいう。以下「DX」という。）の推進を図るため、庁内においてその中心的役割を担う青梅市DX推進員（以下「DX推進員」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 職務

DX推進員は、その所属する課における職務および庁内の各部局を対象とした横断的な職務として、次に掲げる事項について、青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める業務を行うものとする。

- (1) 庁内におけるDXの推進に関すること。
- (2) 職員に求められるDXとして業務変革を進めていこうとする意識の普及啓発に関すること。
- (3) その他DX推進施策への協力に関すること。

3 指名等

- (1) DX推進員は、青梅市（公営企業を含む。）の各課（局、センター等を含み、市長が必要と認める部署を除く。以下同じ。）に1人以上置くものとし、各課の長（以下「所属長」という。）が当該各課の所属職員であって、次の要件を満たすもののうちから指名するものとする。

ア 前項に掲げる事項に積極的に取り組むことができる者

イ 所属部署の事務に関する基礎的な知識を有する者

- (2) 所属長は、人事異動その他の事由により、DX推進員が欠けると

きは、速やかに後任のDX推進員を指名するものとする。

- (3) 所属長は、前2号の規定により、DX推進員を指名したときは、DX推進員指名報告書（別記様式）により、DX推進担当課長にこれを報告するものとする。

4 任期

DX推進員の任期（前項第2号の規定より複数のDX推進員が指名されたときは、当該複数のDX推進員の合計の任期。以下同じ。）は3年度間とする。

5 連絡会議

- (1) DX推進担当課長は、必要に応じてDX推進担当課の職員（DX推進担当課長が必要と認める者に限る。）およびDX推進員からなるDX推進員連絡会議を開催することができる。この場合において、DX推進担当課長は、当該会議の議題その他会議の円滑な実施に必要な事項をあらかじめ出席者に通知するものとする。
- (2) DX推進担当課長は、必要と認めるときは、DX推進員連絡会議に前号前段に規定する者以外の者の出席を求めることができる。

6 研修

- (1) DX推進担当課長は、DX推進員がその職務を円滑に遂行できるよう必要な研修を行うものとする。
- (2) 所属長は、前号の研修にDX推進員が参加することにつき、所属部署において事務的な支障が生ずることのないように努めるものとする。
- (3) DX推進担当課長は、第4項に定める任期中に全ての課のDX推進員が、第1号の研修のうちDX推進担当課長が必修と定めるものについて修了することのできる研修計画を定めるものとする。

7 庶務

DX推進員に関する庶務は、DX推進担当課が処理する。

8 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、DX推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

9 実施期日等

- (1) この要綱は、令和5年4月1日から実施する。
- (2) 青梅市情報化推進員設置要綱（平成18年4月1日実施）は、廃止する。

青梅市内部通報システム最適化支援業務委託 プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

青梅市における内部系情報システム（職員基盤システム、職員ポータルシステム、文書管理システム、財務会計システムおよび職員総合情報システムをいう。）の運用の最適化にかかる支援業務を委託するに当たり、その業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市内部系情報システム最適化支援業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の作成に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、次の各号に掲げる委員長、副委員長および委員により組織し、当該各号に掲げる者をもってこれに充てる。

- (1) 委員長 企画部長
- (2) 副委員長 DX推進課長
- (3) 委員 次のアからキまでに掲げる者
 - ア 財政課の職員で所属長が指名する者 1人
 - イ 情報システム課の職員で所属長が指名する者 1人
 - ウ 文書法制課の職員で所属長が指名する者 1人
 - エ 職員課の職員で所属長が指名する者 1人
 - オ 会計課の職員で所属長が指名する者 1人

カ 前アからオまでの課以外の課の職員で、委員会への参加を希望するもののうち委員長が指名する者 2人以内

4 委員長および副委員長の職務

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、DX推進担当課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和5年4月1日から実施し、第6項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

青梅市電気自動車充電設備の運用に関する要綱

1 目的

この要綱は、電気自動車を利用し、電気自動車を充電する設備を必要とする市民その他の者に向け、青梅市（以下「市」という。）が設置した電気自動車充電設備を運用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

ろによる。

- (1) 電気自動車 電気を動力源の全部または一部として用いる自動車をいう。
- (2) 電気自動車充電設備 市が設置した電気自動車の充電器（以下「充電器」という。）、充電器の電気配線、駐車スペース（車止めを含む。）、案内板、ポールおよびアーチをいう。
- (3) 利用者 電気自動車充電設備において、電気自動車に充電を行う者または行おうとする者をいう。
- (4) 認証カード等 電気自動車を利用する者の情報の認証機能を備えた充電設備に対応した認証カード（以下「認証カード」という。）およびアプリケーションソフトウェアであって、充電器において認証可能なものをいう。
- (5) 利用料徴収システム 利用者が、認証カード等を使用して、利用者情報の認証を受け、電気自動車充電設備の使用後に、その使用に応じて使用料が決済されるシステムをいう。

3 位置

電気自動車充電設備は、東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1に設置する。

4 利用時間

電気自動車充電設備の利用時間は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 次項第1号の規定による場合を除き常時利用できるものとする。
- (2) 利用1回当たりの利用時間の上限は30分とする。

5 利用の休止

電気自動車充電設備の利用の休止は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 市長は、点検、整備その他の理由により必要があると認めるときは、電気自動車充電設備の利用を休止することができる。
- (2) 市長は、電気自動車充電設備の利用を休止するときは、その旨を電気自動車充電設備の利用者が確認し得る場所に掲示するものとする。

6 利用料

利用者は、利用料徴収システムにより、次に掲げる利用区分に応じ、当該区分における利用料（消費税および地方消費税を含む。）を支払うものとする。

利用区分	利用料
市が連携する充電インフラネットワークの利用	認証カードの発行者が定める額
上記以外	(1) 利用時間10分までの場合 200円 (2) 利用時間10分を超えた場合に10分を超えた時間が次の1分に到達するまでの区分ごとに15円ずつを加算した額

7 免除

利用料は、次のいずれかに該当するときは、利用料徴収システムを停止することにより、これを免除する。

- (1) 市がその行政目的のために利用するとき。
- (2) その他市長が特に必要があると認めたとき。

8 禁止行為等

(1) 市長は、利用者の次に掲げる行為を禁止する。

ア 駐車区画以外の場所に電気自動車を駐車し、充電すること。

イ 他の車両、歩行者等の通行を妨げること。

ウ 充電以外の目的で駐車区画を利用すること。

エ 充電完了後も駐車区画に駐車し続けること。

オ 前アからエまでに掲げるもののほか、電気自動車充電設備に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(2) 市長は、前号に掲げる行為をする者の利用を拒否するものとする。

9 損害賠償等

(1) 市長は、利用者が故意または過失により電気自動車充電設備を毀損し、汚損し、または滅失したときは、原状への回復またはその損害の賠償を当該利用者に求めるものとする。

(2) 電気自動車充電設備の利用において利用者に生じた損害については、

当該損害が市の責めに帰すべき事由による場合を除き、市は責任を負わないものとする。

10 実施期日

この要綱は、令和5年2月27日から実施する。

青梅市災害時避難所等利用者補償制度取扱要綱

1 趣旨

この要綱は、市民等が災害時に利用する避難所等の開設に伴い、当該避難所等の設置者等が当該施設の管理監督、指導誘導等の不備により、他人の生命、身体および財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合ならびに施設利用者が死亡し、もしくは傷害を負った場合または特定疾病を発症した場合に、青梅市災害時避難所等利用者補償制度（以下「制度」という。）をもってこれを補償（賠償を含む。以下同じ。）することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 青梅市（以下「市」という。）の区域内に住所または居所を有する者をいう。
- (2) 災害 地震、噴火、津波、洪水、高潮、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、崖崩れ、土石流、地滑りその他の異常な自然現象等をいう。
- (3) 避難所等 災害が発生し、または発生のおそれがある場合に市民等が避難のために利用する自治会館等の集会施設または場所をいう。
- (4) 設置者等 避難所等の設置者または管理者である市および自治会等をいう。
- (5) 施設利用者 災害が発生し、または発生のおそれがある場合に避難のために避難所等を利用する市民等をいう。
- (6) 特定疾病 熱中症（熱射病および日射病をいう。）、細菌性食中毒、病原性大腸菌食中毒、急性心筋こうそくおよびくも膜下出血をいう。

3 保険契約

青梅市長（以下「市長」という。）は、この制度を実施運営するため、損害保険会社（以下「保険会社」という。）と損害保険契約（以下「保険契約」という。）を締結する。

4 対象事故

制度の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 損害賠償責任事故 避難所等の施設の欠陥や管理の不備または指導、誘導、監督等に起因して設置者等が他人の生命、身体または財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。
- (2) 傷害事故 施設利用者が、避難所等を利用中（避難所等と住居との通常の合理的な経路の往復中を含む。次号において同じ。）に発生した急激かつ偶然な外来の事故により、死亡または負傷した事故をいう。
- (3) 特定疾病事故 施設利用者が、避難所等を利用中に特定疾病を発症した事故をいう。

5 適用除外

前項各号の規定にかかわらず、制度の対象としない事故については、次に掲げるところによるものとする。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 設置者等の故意による事故
- イ 戦争、変乱、暴動、労働争議等による事故
- ウ 地震、噴火、洪水、津波または高潮による事故
- エ 避難所等の改築、修理等の工事による事故
- オ 設置者等の所有し、使用し、または管理する自動車による事故
- カ その他保険契約に適用される約款等で免責とされる事故

(2) 傷害事故または特定疾病事故

- ア 施設利用者の故意または重大な過失による事故
- イ 戦争、変乱、暴動、労働争議等による事故
- ウ 地震、噴火、洪水、津波または高潮による事故
- エ 施設利用者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による場合
- オ 施設利用者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔った状態もしくは麻薬、覚せい剤、シンナー等の薬物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動

機付自転車等を運転している間に生じた事故

カ 施設利用者の脳疾患、疾病（特定疾病を除く。）または心神喪失の場合

キ 医学的他覚所見のない頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」をいう。）または腰痛の場合

ク その他保険契約に適用される約款等で免責とされる事故

6 補償の額等

第4項に規定する事故に対する補償の額等は、別表のとおりとする。

7 事故報告

制度の適用を受けようとする者は、事故が発生した場合には、速やかに市に連絡するとともに、所定の事故報告書を市長に提出するものとする。

8 補償金の請求

(1) 損害賠償責任事故による補償金の請求は、設置者等と被害者との間で法律上の問題が解決した後、設置者等が保険会社に請求するものとする。

(2) 傷害事故および特定疾病事故による補償金の請求は、施設利用者本人または施設利用者本人の法定相続人が市に請求するものとする。この場合において、市は請求を受けた補償金について保険会社に請求するものとする。

9 支払方法

保険会社は、保険金を支払うときは、前項各号の規定による補償金の請求をした者（以下「補償金請求者」という。）または市が指定した金融機関の口座に振り込むものとする。

10 決定通知

保険会社は、前項の規定により当該保険金の支払を決定したときまたは支払わないことを決定したときは、速やかに決定通知書を市および補償金請求者に通知するものとする。

11 所管

この要綱に関する事務は、防災担当課で行う。

12 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

13 実施期日

この要綱は、令和5年3月1日から実施する。

別表（第6項関係）

1 損害賠償責任事故

対人賠償・対物賠償 共通	1事故 3億円（免責金額なし）
--------------	-----------------

2 傷害事故および特定疾病事故（1名につき）

死亡災害補償金	後遺障害補償金	治療日数	入院災害補償金	通院災害補償金	手術見舞金
100万円 （特定疾病についても同額）	100万円 ～4万円	1～3日	2,000円	1,000円	3万円 （入院災害補償金の支払対象となる場合で、1事故につき1回の手術が限度）
		4～6日	5,000円	2,500円	
		7～10日	8,500円	4,500円	
		11～15日	13,000円	6,500円	
		16～20日	18,000円	9,000円	
		21～30日	25,500円	13,000円	
		31～40日	35,500円	18,000円	
		41～50日	45,500円	23,000円	
		51日以上	60,000円	30,000円	

備考

- 1 死亡災害補償金は、傷害事故および特定疾病事故の補償対象者が傷害事故または特定疾病事故の発症により、その直接の結果として、事故または発症の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、後遺障害補償金は、傷害事故の補償対象者が傷害事故により、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に給付する。
- 2 後遺障害補償金は、政府労災保険に準拠した後遺障害等級表の1級から14級の障害の程度に応じ、100万円から4万円を給付する。
- 3 入院、通院災害補償金は事故日から180日以内の入通院を補償の対象とする。

青梅市防災基本条例庁内検討委員会設置要綱

1 設置

災害に強いまちづくりを推進することを目的とした（仮称）青梅市防災基本条例（以下「条例」という。）の制定について、必要な事項を検討するため、青梅市防災基本条例庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例の制定内容に関すること。
- (2) その他条例の制定に関し必要な事項に関すること。

3 組織

- (1) 委員会は、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

ア 委員長 市民安全部長

イ 副委員長 防災課長

ウ 委員 企画政策課長、市民活動推進課長、地域福祉課長、子育て応援課長、商工業振興課長、議会事務局次長、教育総務課長

- (2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として委員会に出席させることができる。

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、意見の聴取または資料の提出を求めることができる。

6 部会

- (1) 委員会は、第2項に掲げる事項について必要があると認めるときは、委員会に部会を置くことができる。
- (2) 部会は、委員長が指名する者をもって構成する。
- (3) 部会は、委員長が特に必要があると認めるときは、前号に定める者以外の者を出席させ、その説明または意見を聴くことができる。

7 報告

委員長は、青梅市長に対し、必要に応じて委員会の検討経過を報告するとともに

最終検討結果を報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、防災課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和5年4月1日から実施し、条例の施行の日にその効力を失う。

青梅市市民センターLED化ESCO事業 プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

青梅市市民センターにおける照明のLED化にかかる全ての経費を電気使用量の削減分で賄う事業を実施するに当たって、その業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市市民センターLED化ESCO事業プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の作成に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる委員7人をもって組織する。

- (1) 委員長 市民安全部長
- (2) 副委員長 総務部施設担当部長
- (3) 委員 総務部施設課長、市民活動推進課長、環境政策課長、都市整備部管理課長および市民活動推進課長が指名する市民センターの所長

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- (2) 委員会の会議は、委員の過半数の出席によって成立する。
- (3) 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の職員の出席または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、市民安全部市民活動推進課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和5年4月4日から実施し、第6項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

青梅市ゼロカーボンシティ推進本部設置要綱

1 設置

青梅市における2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティの実現に向けた取組を計画的に推進するため、青梅市ゼロカーボンシティ推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 所掌事務

本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) カーボンニュートラル（二酸化炭素排出量実質ゼロをいう。以下同じ。）に向けた取組の推進に関すること。
- (2) その他カーボンニュートラルにかかる重要課題に関すること。

3 組織

- (1) 本部は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

ア 本部長 市長

イ 副本部長 副市長、教育長

ウ 本部員 青梅市経営会議規則（昭和44年規則第27号）第2条第1号に規定する部長、総務部施設担当部長、病院施設担当部長および議会事務局長

- (2) 前号の規定にかかわらず、本部長は、本部員以外の者を構成員とすることができる

できる。

4 本部長の職務および代理

(1) 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

(2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

6 庶務

本部の庶務は、環境政策担当課において処理する。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部が定める。

8 実施期日

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

青梅市環境基本計画等検討委員会設置要綱

1 設置

青梅市環境基本計画、青梅市環境行動指針および青梅市地球温暖化対策実行計画（以下「環境基本計画等」という。）を策定するに当たり、関係各課が緊密な連携と調整を図り、必要な事項の検討を行うため、青梅市環境基本計画等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 環境基本計画等の策定に関すること。

(2) その他環境基本計画等に関すること。

3 組織

(1) 委員会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

ア 委員長 環境部長

イ 副委員長 環境政策課長および企画政策課長

ウ 委員 総務契約課長、総務部施設課長、市民活動推進課長、清掃リサイクル課長、公園緑地課長、下水道課長、商工業振興課長、農林水産課長、都市計画課長、都市整備部管理課長、教育総務課長、社会教育課長および病院事務局施設課長

(2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として委員会に出席させることができる。

4 委員長の職務および代理

(1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

(1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(2) 委員会の会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

6 部会

(1) 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

(2) 部会の構成および運営に関しては、委員会が定める。

7 報告

委員長は、青梅市長に対し、必要に応じて委員会の検討経過を報告するとともに最終検討結果を報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、環境政策担当課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和5年4月1日から実施し、令和7年4月1日をもってその効力を失うものとする。

青梅市環境基本計画等懇談会委員の公募および選考要領

1 目的

この要領は、青梅市環境基本計画等懇談会（以下「懇談会」という。）の委員の一部を公募し、選考することに関して必要な事項を定め、公平な選考を実施することを目的とする。

2 公募委員数

公募により選任する市民委員（以下「公募委員」という。）は、2人以内とする。

ただし、応募人数がこれに満たない場合は、この限りでない。

3 公募委員の任期

公募委員の任期は、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱した日から令和7年3月31日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 公募時期

公募は、公募委員の任期が満了するとき、または任期途中で欠員が生じた場合に行うものとする。

5 公募方法

公募は、青梅市（以下「市」という。）の広報およびホームページ等に掲載して行う。

6 応募資格

公募委員に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市の区域内に住民登録をしていること。
- (2) 応募時点において満18歳以上であること。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しないこと。
- (4) 青梅市議会議員または青梅市職員でないこと。
- (5) 市の他の付属機関等の委員でないこと。
- (6) 懇談会に出席が可能であること。

7 応募方法

公募委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、公募期間内に別紙様式に必要な事項を記載したものを、持参、郵便または電子メールにより市長に提出する。なお、提出された書類は返却しない。

8 選考者

公募委員を選考する者（以下「選考者」という。）は、環境部長および環境政策課長とし、環境部長を責任者とする。

9 選考方法等

- (1) 一次選考は、書類審査とする。
- (2) 書類審査の結果、候補者が募集人数を超えた場合には、公開抽選により決定する。

10 公開抽選

- (1) 公開抽選の日時については、一次選考終了後、速やかに選考者において決定する。
- (2) 公開抽選は、次のとおり実施する。

- ア 場所は、青梅市役所内とする。
 - イ 公開抽選は選考者が開催する。
 - ウ 抽選の方法は、抽選機によることとする。
 - エ 抽選機には、一次選考の合格者全員分のくじ棒を用意し、出席者の確認を得ることとする。
 - オ 抽選の実施は、選考者により行う。
 - カ 応募者の番号は、選考者において、あらかじめ受付順に番号付けする。
 - キ 抽選機により抽出されたくじ棒の1番目から順に最終選考とする。
 - ク 最終選考に合格した者に辞退者等があるためのために、次順位以降の2人を補欠者とし、抽選の早い者を優先する。
- 11 選考結果の通知
委員の選考結果の通知は、選考後、速やかに応募者宛てに文書により通知する。
- 12 再公募および公募の例外
公募を行った場合において、次に掲げる事由に該当するときは、再公募を行うものとする。ただし、日程に余裕がないなど特別な事情があるときは、公募によらないで委員を選任することができる。
- (1) 公募期間に応募がなかったとき。
 - (2) 応募者が募集人数に満たなかったとき。
 - (3) 応募者の全員または一部が応募資格を満たしておらず、募集人数に満たなかったとき。
- 13 庶務
公募委員の募集および選考に関する庶務は、環境政策課が行う。
- 14 実施期日
この要領は、令和5年4月1日から実施し、令和7年4月1日をもってその効力を失うものとする。

青梅市環境基本計画等懇談会設置要綱

1 設置

青梅市環境基本計画、青梅市環境行動指針および青梅市地球温暖化対策実行計画（以下「環境基本計画等」という。）の策定に当たり、市民、事業者等の意見を聴取することを目的として青梅市環境基本計画等懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について必要な意見交換等を行う。

- (1) 環境基本計画等の策定に関すること。
- (2) その他環境基本計画等に関し必要な事項に関すること。

3 組織

懇談会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 各種団体の代表 3人以内
- (2) 学識経験者 2人以内
- (3) 市内事業者の代表 3人以内
- (4) 公募による市民 2人以内

4 委員の任期

委員の任期は、市長が委嘱した日から令和7年3月31日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 会長および副会長の職務

- (1) 懇談会に会長および副会長を置く。
- (2) 会長および副会長は、委員が互選する。
- (3) 会長は懇談会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 会議

- (1) 懇談会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。
- (2) 懇談会の議長は、会長をもって充てる。
- (3) 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見または説明を求めることができる。

7 報告

会長は、必要に応じて会議の経過および意見等を市長に報告する。

8 庶務

懇談会の庶務は、環境政策担当課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、懇談会が定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和5年4月1日から実施し、令和7年4月1日をもってその効力を失うものとする。

青梅市省エネルギー住宅改修補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、住宅用の省エネルギーに資する設備を設置したものに対し、当該設備の購入または設置（以下「購入等」という。）にかかる経費の一部を補助することについて必要な事項を定め、青梅市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）におけるエネルギー使用量の削減に資することを目的とする。

2 補助対象者

青梅市省エネルギー住宅改修補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に住民登録をしている者
- (2) 自己が所有し、かつ、自らの居住の用に供する住宅に補助金の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）を新たに設置すること。
- (3) 補助対象設備について、既存住宅における省エネ改修促進事業実施要綱（令和4年5月26日付け4環地地第40号）および既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱（令和4年6月21日付け4都環公地温地第698号）にもとづき助成金の交付要件を満たしていること。
- (4) 補助対象設備の購入等に当たって、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令等に適合するように実施すること。
- (5) 市税を滞納していないこと。

3 補助金の額

- (1) 補助金の交付額は、別表の補助対象設備の欄に掲げる区分に応じ、同表の補助金額の欄に定める額を限度とし、予算の範囲内で青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める額とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、補助対象設備の購入等について、国、東京都等が実施する他の制度により、補助金に類似すると市長が認める補助を受けているまたは受けた場合にあつて、当該補助等の額と同号の規定により算出された補助金の交付額との合計額が別表の補助対象経費の欄に掲げる額を上回るときは、同号の規定により算出された補助金の交付額から当該上回る額を控除して得た額を補助金の交付額とする。

4 交付申請

(1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期間内において、青梅市省エネルギー住宅改修補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

ア 機器要件の認証を受けていることを証明できる書類

イ 形状・規格等を説明する資料

ウ 設置場所の地図および設置終了後の写真

エ 契約書、領収書、保証書等の写し

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 前号の規定による申請は、1補助対象者につき、1回に限り行うことができる。

(3) 交付申請については、補助対象設備の設置終了後に提出することとする。

5 交付決定等

(1) 市長は、前項第1号の規定による申請があったときは、申請書および添付書類の内容を審査の上、補助金の交付または不交付の決定を行う。

(2) 市長は、前号の規定により、補助金の交付を決定した場合には、青梅市省エネルギー住宅改修事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定した場合には、青梅市省エネルギー住宅改修事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

6 補助金の請求

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、速やかに青梅市省エネルギー住宅改修補助金交付請求書（様式第4号）により市長に請求しなければならない。

7 交付

市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する。

8 調査等

市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助決定者からの報告を求め、または自ら調査することができる。

9 報告の聴取等

市長は、補助金の交付を受けた補助決定者に対し、引き続き3か月以上の期間におけるエネルギー等使用量の削減に向けた取組内容とその結果について報告を求め、または意見を述べることができる。

10 協力

(1) 補助決定者は、市長から前2項の規定による報告の求めがあったときは、協力

するよう努めるものとする。

(2) 補助金の交付を受けた補助決定者は、市長から前項の規定による意見の陳述があったときは、当該取組内容の達成のために、その意見を反映させるよう努めるものとする。

11 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

12 実施期日等

(1) この要綱は、令和5年4月1日から実施する。ただし、令和7年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第3項関係）

補助対象設備	補助設備の要件	補助対象経費	補助金額
高断熱窓	次に掲げるいずれにも該当すること。 （1）国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（断熱リフォームにかかる支援事業に限る。）において、補助対象となる製品として登録されている窓およびガラスまたはこれと同程度の性能を持つものとして市長が認めるものを、アからウまでのいずれかの方法により新たに設置すること。 ア 内窓として設置 イ 既存の窓枠ごとの交換 ウ 既存の窓のガラスのみの交換	補助対象設備本体および部材の購入設置費用	10万円または当該設置費用本人負担額の2分の1のいずれか低い額

	<p>(2) 少なくとも、1居室、設置すること。</p> <p>(3) 既存住宅における設置であること。</p>		
--	--	--	--

備考

補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

**第3次青梅市環境基本計画等策定支援業務等の
委託契約にかかる指名型プロポーザル選定委員会設置要綱**

1 設置

第3次青梅市環境基本計画、第2次青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）および第5次青梅市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定支援業務ならびに青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の中間改定支援業務を委託するに当たり、当該業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、第3次青梅市環境基本計画等策定支援業務および青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）中間改定業務委託にかかる指名型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の作成に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる委員8人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

- (1) 委員長 環境部長
- (2) 副委員長 環境政策課長
- (3) 委員 清掃リサイクル課、公園緑地課および農林水産課の各職員で、各所属長が指名する者 各課2人

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 意見の聴取等

委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の職員等の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

7 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、環境政策課が処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和5年4月1日から実施し、第7項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

青梅市地域共生社会推進会議設置要綱

1 設置

この要綱は、青梅市地域福祉計画等（以下「計画」という。）にもとづく施策を推進し、地域共生社会の実現を図るため、青梅市地域共生社会推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所掌事項

推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定および変更に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の把握に関すること。
- (3) 計画の評価および見直しに関すること。
- (4) その他計画の推進に関し青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項に関すること。

3 組織

推進会議は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織

する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 地域福祉団体の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

4 任期

委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 会長および副会長の職務

- (1) 推進会議に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。
- (2) 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。

6 会議

- (1) 推進会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。
- (2) 推進会議の議長は、会長をもって充てる。
- (3) 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見または説明を求めることができる。

7 部会

- (1) 会長が必要と認めるときは、推進会議に部会を置くことができる。
- (2) 部会は、会長が指名する委員のほか、市職員で組織する。
- (3) 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員が互選する。
- (4) 部会長は、部会を招集するほか、部会の事務を掌理し、部会の経過および結果を推進会議に報告する。
- (5) 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に、会議への出席を求めてその意見または説明を聴くことができる。

8 報告

会長は、必要に応じて検討等の経過および結果を市長に報告する。

9 庶務

推進会議の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が

定める。

11 実施期日等

- (1) この要綱は令和5年4月1日から施行する。
- (2) 第3項に規定する委員の委嘱に関し必要な準備行為は、この要綱の実施前においても行うことができる。
- (3) 青梅市地域福祉計画等進ちょく状況調査委員会設置要綱（平成17年5月1日実施）および青梅市地域福祉計画検討委員会設置要綱（平成30年4月1日実施）は、廃止する。

令和5年度青梅市ウクライナ避難民暮らしの安心確保支援金支給要綱

1 目的

この要綱は、ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻により、青梅市（以下「市」という。）に住所を有する親族や知人を頼ってウクライナから市に避難する者が、速やかに当面の暮らしを営むことができるようにするため、青梅市ウクライナ避難民暮らしの安心確保支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ウクライナ避難民 ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻による戦禍を逃れるため令和4年2月24日以後にウクライナを出国した者（日本国籍を有しない者であるときは、出入国在留管理庁長官が発行するウクライナ避難民であることの証明書の発行を受けたものに限る。）をいう。
- (2) サポーター ウクライナ避難民が査証（ビザ）を申請する際に、身元保証書に署名した者であって、当該ウクライナ避難民が市における避難生活を営む上で、必要な行政手続、日常生活等の支援を行うものをいう。

3 支給対象世帯

支援金の支給対象は、次に掲げる要件を全て満たす世帯（以下「支給対象世帯」という。）とする。

- (1) ウクライナ避難民で構成された世帯であること。
- (2) ウクライナ国籍を有する者を含む世帯であること。ただし、サポーターが支給対象世帯の構成員の親族であってウクライナ国籍を有する者である場合は、この

要件を満たすものとする。

(3) 青梅市長（以下「市長」という。）が第6項の規定にもとづき支援金の支給を決定する時点において、市の区域内（以下「市内」という。）に居住する者で構成された世帯であること。

(4) 市内に住所を有する18歳以上の者をサポーターとして指定した世帯であること。ただし、当該サポーターがウクライナ避難民の親族でない場合は、すでに別の支給対象世帯のサポーターである者は指定できないものとする。

4 支給額

(1) 支援金の支給額は、支給対象世帯1世帯当たり10万円とする。ただし、支給対象世帯が市内の民間賃貸住宅に有償で賃貸借契約締結（以下「賃貸借契約締結」という。）をしたときは、55万円を加算する。

(2) すでに支援金の支給を受けている世帯にウクライナ避難民が新たに属することとなった場合における当該ウクライナ避難民にかかる支援金の支給額は、前号の規定にかかわらず、当該ウクライナ避難民1人につき5万円とする。

5 支給申請

支援金の支給を受けようとする世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を令和5年3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 青梅市ウクライナ避難民暮らしの安心確保支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）

(2) 要件確認書兼誓約書（様式第2号）

(3) 世帯員全員の在留カードの写し（世帯員に日本国籍を有する者を含む場合は、当該世帯員の旅券の写し）

(4) 世帯員全員のウクライナ避難民であることの証明書（日本国籍を有する者を除く。）

(5) 賃貸借契約締結をした場合、当該契約書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

6 支給決定

市長は、前項に規定する申請書等が提出されたときは、遅滞なく申請書等の内容を審査の上、支援金支給の可否を、青梅市ウクライナ避難民暮らしの安心確保支援金支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

7 支給

(1) 市長は、前項の規定により支援金の支給決定を受けた者（以下「支給決定者」

という。) に対し、次のいずれかの方式により速やかに支援金を支給するものとする。

ア 現金払方式 市の指定する窓口において現金を渡す方式

イ 口座振込方式 支給決定者の金融機関口座に振り込む方式

(2) 支援金の支給は、支給対象世帯1世帯当たり1回とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 支援金支給後に、支給決定者の属する世帯に新たなウクライナ避難民が世帯員となり、当該世帯員にかかる加算分を申請する場合

イ 支援金支給決定時に賃貸借契約締結をしておらず、支援金の支給後に賃貸借契約締結をし、加算分の申請をする場合

8 決定の取消し

(1) 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、支援金の支給決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により支援金の支給決定を受けたとき。

イ その他市長が支給決定を不相当と認めたとき。

(2) 市長は、前号の規定により取消しをしたときは、青梅市ウクライナ避難民暮らしの安心確保支援金支給決定取消通知書（様式第4号）により、速やかに通知するものとする。

9 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

10 実施期日等

(1) この要綱は令和5年4月1日から実施し、令和6年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき支給決定された支援金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続については、なお従前の例によるものとする。

青梅市地域包括支援センター事業運営業務委託にかかる 公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

青梅市地域包括支援センター事業運営業務を委託するに当たり、当該業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市地域包括支援センター事

業運営業務委託にかかる公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の作成に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる委員8人以内をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

- (1) 委員長 健康福祉担当部長
- (2) 副委員長 高齢者支援担当課長
- (3) 委員 福祉総務担当課、介護保険担当課、高齢者支援担当課および障がい者福祉担当課の各職員で、各所属長が指名する者

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 意見の聴取等

委員会は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

7 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、高齢者支援担当課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和5年2月20日から実施し、第7項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

令和4年度青梅市障害福祉サービス事業所物価高騰支援補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、原油価格および物価の高騰による影響を受けている青梅市(以下「市」という。)の区域内(以下「市内」という。)の障害福祉サービス事業所(以下「事業所」という。)に対し、負担軽減を図るための補助金を交付することについて必要な事項を定め、もって事業所の安定的な事業継続の支援を行うことを目的とする。

2 補助対象事業所

(1) 令和4年度青梅市障害福祉サービス事業所物価高騰支援補助金(以下「補助金」という。)の補助対象となる事業所は、市内に所在し、令和5年1月1日までに東京都(以下「都」という。)または市から指定を受けたものであって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 事業所のうち、別表第1の左欄に区分される事業所であって、主たる事業所が市内に所在するもの

イ 事業所のうち、別表第2の左欄に区分される事業所

(2) 前号の場合において、複数のサービス区分にかかる指定を受けている場合は、指定事業所番号ごとに取り扱うものとする。ただし、同一の指定事業所番号であっても、異なる住所地に所在する複数の施設においてサービスを提供している場合は、施設ごとに取り扱うことができる。

3 補助対象除外事業所

前項の規定にかかわらず、第6項の規定により補助金の交付申請をしようとする事業所(以下「申請者」という。)が次のいずれかに該当するときは、補助対象事業所としない。

(1) 青梅市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年条例第37号)第6条第1項の規定にもとづき、指定管理者により管理が行われているとき。

(2) 交付申請時において、休止または中止により利用者の受入れを行っていないとき。

(3) 令和4年10月1日以降における利用者の受入れの実績が3月に満たないとき。

(4) 市または都が実施する指導検査における文書指摘事項について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないときまたは改善の見込みがないとき。

4 補助対象経費

補助金の補助対象となる経費は、次に掲げる経費のうち、令和4年 10月1日から令和5年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）に支出し、または発生したもので、利用者負担額を除いた事業所経費とする。ただし、令和4年度青梅市福祉施設等物価高騰支援給付金支給要綱（令和4年8月9日実施）にもとづく第2回給付金の申請を行う場合は、当該給付金の支給額を差し引いた金額とする。

(1) 燃料費、光熱水費および食材費

(2) 前号に掲げるもののほか、青梅市長（以下「市長」という。）が原油価格および物価の高騰の影響を受けていると認めるもの

5 補助金の額

補助金の額は、別表第1および別表第2の左欄に掲げるサービス区分ごとに、次に掲げる規定により算出される補助上限額の範囲内で、市長が定める額とする。

(1) 別表第1の左欄に定めるサービス区分について、令和4年10月1日時点の定員数に、同表の右欄に定める1日当たり単価と、対象期間において事業を実施した日数（最大182日とする。）を乗じた額

(2) 別表第2の左欄に定めるサービス区分について、サービス利用者数（令和4年7月から同年9月までのいずれかの月のサービス提供分にかかる障害者自立支援等実績データ（東京都国民健康保険団体連合会提供データとする。）にもとづく利用者数をいう。）に、同表の右欄に定める1日当たり単価と、対象期間において事業を実施した日数（最大120日とする。）を乗じた額

6 補助金の交付申請

申請者は、令和4年度青梅市障害福祉サービス事業所物価高騰支援補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

7 補助金の交付決定等

(1) 市長は、申請者から前項の規定による補助金の交付申請があった場合において、

内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、令和4年度青梅市障害福祉サービス事業所物価高騰支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(2) 市長は、必要があると認められる経費について、第9項の規定にかかわらず、前号の規定による補助金の交付決定を受けた事業所（以下「交付決定事業所」という。）の請求にもとづき、概算払の方法により補助金を交付することができる。

8 実績報告の提出

交付決定事業所は、補助対象にかかる経費の支出を全て完了した日から起算して1月を超えない日または令和5年4月15日のいずれか早い日までに、令和4年度青梅市障害福祉サービス事業所物価高騰支援補助金実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

9 補助金の額の確定等

市長は、前項の実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該報告にかかる補助事業の成果がこの交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和4年度青梅市障害福祉サービス事業所物価高騰支援補助金確定通知書（様式第4号）により交付決定事業所に通知するものとし、当該交付決定事業所の請求にもとづき、補助金を交付するものとする。

10 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

11 実施期日等

(1) この要綱は、令和5年2月14日から実施し、令和4年10月1日から適用する。ただし、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづいて交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告等の手続については、なお従前の例による。

別表第1（第2項、第5項関係）

サービス区分	1日当たり単価
短期入所	158円
共同生活援助	158円

別表第2（第2項、第5項関係）

サービス区分	1日当たり単価
自立訓練	42円
就労移行支援	42円
就労継続支援A型	42円
就労継続支援B型	42円
生活介護	42円
児童発達支援	42円
放課後等デイサービス	42円
居宅介護	42円
重度訪問介護	42円
同行援護	42円
行動援護	42円
就労定着支援	42円
計画相談支援	42円
障害児相談支援	42円
地域移行支援	42円
地域定着支援	42円

**令和5年度青梅市による障害者就労施設等からの
物品および役務等の調達方針**

1 目的

障害者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障

害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが重要である。

このため、青梅市（以下「市」という。）においては、物品および役務等（以下「物品等」という。）の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等から調達するよう努めることが求められている。

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定にもとづき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、市が令和5年度に行う物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、市の全ての組織（青梅市予算事務規則（平成14年規則第17号）第2条第1号に定める課をいう。）において調達する物品等のうち、文房具事務用品、印刷、清掃等、障害者就労施設等が受注することが可能なものについて適用する。

3 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援または就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）

(6) 令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

(7) 在宅就業障害者

(8) 在宅就業支援団体

4 物品等の調達目標

市は、予算の適正な使用ならびに契約における経済性、公正性および競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、市内の実態にもとづき、積極的に障害者就労施設等から物品等の調達の推進に努める。

5 物品等の調達の推進方法

市は、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上および供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能および品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間および発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の積極的な活用を図る。

6 調達実績の公表

市は、会計年度の終了後、この方針にもとづく物品等の調達の実績について調査を行い、その概要を取りまとめ、公表するものとする。

7 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉部障がい者福祉課とする。

8 委任

この方針に定めるもののほか必要な事項は、青梅市長が別に定める。

9 実施期日

この方針は、令和5年4月1日から実施する。

青梅市多胎妊婦健康診査費用助成金交付要綱

1 目的

この要綱は、多胎児を妊娠した者（以下「多胎妊婦」という。）が、青梅市妊婦健康診査実施要綱（平成9年4月1日実施）に規定する妊婦健康診査に追加して妊婦の健康診査（以下「健康診査」という。）を受診したときの費用を助成することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 助成対象者

青梅市多胎妊婦健康診査費用助成金（以下「助成金」という。）の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、母子健康手帳（母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項に規定する母子健康手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けた多胎妊婦であって、健康診査を受診した日（以下「受診日」という。）に青梅市に住民登録があるものとする。

3 助成対象となる健康診査

助成金の交付対象とする健康診査は、日本国内にある医療機関、助産所または助産院（以下「医療機関等」という。）において自費で受診したものであって、青梅市妊婦健康診査実施要綱第4項第1号イに規定する上限回数の14回を超えた15回

目から19回目までのものとする。

4 助成金の交付額等

助成金の交付額は、助成対象者が医療機関等に支払った健康診査の受診費用に相当する額とし、1回の受診につき青梅市里帰り等妊婦健康診査受診費助成金交付要綱（平成21年4月1日実施）第4項第2号に規定する5,090円を上限とする。

5 助成金の交付申請

助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市多胎妊婦健康診査費用助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、出産（死産を含む。）の日の翌日から起算して1年以内に青梅市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

- (1) 自費で支払った健康診査の領収書の写し
- (2) 母子健康手帳に記載された健康診査の受診状況の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

6 助成金の交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請にかかる書類の審査を行い、交付の可否を決定し、青梅市多胎妊婦健康診査費用助成金（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により、その結果を申請者に通知するものとする。

7 助成金の交付

市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、遅滞なく助成金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に助成金を交付するものとする。

8 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

9 実施期日等

この要綱は、令和5年4月1日から実施し、同日以後に受診した健康診査について適用する。

令和5年度青梅市新型コロナウイルスワクチン接種 にかかる交通費助成事業実施要綱
--

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種

において、接種を受けた市民が、接種会場から住所地への移動手段としてタクシーを利用したときの運賃等（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条の 3 に規定する運賃および料金をいう。以下同じ。）の一部を助成する事業（以下「助成事業」という。）を実施することについて必要な事項を定め、もって市民の経済的負担の軽減を図り、ワクチン接種の促進に寄与することを目的とする。

2 実施主体

- (1) 助成事業の実施主体は、青梅市（以下「市」という。）とし、適切に助成事業が実施できるタクシー事業者（道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行うものをいう。以下「事業者」という。）と協定を締結して実施するものとする。
- (2) 前号に規定する事業者は、青梅市内（以下「市内」という。）に営業所を有するものとする。

3 対象者

助成事業の対象者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) ワクチン接種日に市内に住所を有する者であること。
- (2) 接種会場から住所地までのタクシーによる移動を希望し、事業者のタクシーを利用するものであること。

4 助成の額

助成の額は、1 乗車当たり 1, 000 円を超える運賃および料金とし、ワクチン接種 1 回につき 1 回限りとする。

5 助成の申請

- (1) 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業者のタクシーを利用するときは、乗車時にワクチン接種済証（以下「接種済証」という。）を提示し、運賃のうち前項の規定による助成の額を除いた額を事業者に支払うものとする。
- (2) 事業者は、申請者の運賃のうち 1, 000 円を超える額および料金を市に請求する。

6 助成金の支払

- (1) 事業者は、申請者が提示した接種済証の情報を記載した乗車管理表および請求書を、当該乗車があった月ごとに取りまとめ、速やかに青梅市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。
- (2) 市長は、前号の規定により請求書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、30 日以内に助成金を支払うものとする。

7 助成金の返還

市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者がいるときは、すでに交付してある助成金の全部または一部を返還させることができる。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、助成事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

9 実施期日等

(1) この要綱は、令和5年5月1日から実施し、令和6年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に行われた申請者の乗車について、この要綱の失効後に必要となる助成金の支払等の手続に関しては、なお従前の例による。

令和4年度青梅市保育所等における児童の安全対策事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、保育環境改善等事業実施要綱（平成29年3月31日付け雇児童発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別添5）および保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成30年10月17日付け厚生労働省発子1017第5号厚生労働事務次官通知別紙）にもとづき、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所または小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）における安全対策事業に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定め、もって子どもを安心して育てることができる保育環境を整備することを目的とする。

2 補助対象者

令和4年度青梅市保育所等における児童の安全対策事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、青梅市の区域内で運営するものであって、次の各号のいずれかに該当する施設の設置者または事業者とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定により青梅市長（以下「市長」という。）の確認を受けた次のいずれかに該当する施設
ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所
イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園であって、同法

第3条第3項の認定を受けた施設

(2) 子ども・子育て支援法第43条第1項の規定により市長の確認を受けた次のいずれかに該当する事業

ア 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

イ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

3 補助対象事業

(1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、保育所等において睡眠中の児童の事故防止対策に必要な機器の導入を行う事業であって、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

ア 0歳から2歳までの児童を対象とすること。ただし、3歳以上の児童であっても、当該児童の発育状況等により、次イに規定する機器を使用する必要があると市長が認める場合はこの限りでない。

イ 前アに規定する対象児童の睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体の動きや向きを検知する機能等を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ機器を対象とすること。

ウ この事業による機器の導入は、安全確保業務の代替となるものではなく、保育の質の確保および向上の一環として、安全かつ安心な保育環境の確保に資する補助的なものであることから、機器導入後も、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月31日付け府子本第192号内閣府子ども・子育て本部参事官、27文科初第1789号文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、雇児保発0331第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知別添）等にもとづき、安全な保育環境の確保に努めること。

(2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助対象事業から除外するものとする。

ア 機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合

イ 機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合

ウ 青梅市保育所等における児童の安全対策強化事業補助金交付要綱（平成29年12月26日実施（平成30年4月1日失効））にもとづき、補助対象者が補助を受けた場合

4 補助対象経費

補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項に規定する補助対象事業を実施するために支出する経費で、機器等の購入費、リース料および導

入費用とする。

5 補助金の交付額

補助金の交付額は、補助基準額（1施設当たり50万円とする。）と前項に規定する補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない方の額に4分の3を乗じた額（1,000円未満切捨て）とする。

6 補助対象期間

補助対象となる期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

7 交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年度青梅市保育所等における児童の安全対策事業補助金交付申請書（様式第1号）により青梅市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

8 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、令和4年度青梅市保育所等における児童の安全対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

9 申請内容の変更等

(1) 前項の規定による交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、令和4年度青梅市保育所等における児童の安全対策事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

(2) 市長は、前号の規定による申請があった場合において、当該申請内容を審査し、これを適当と認めるときは、令和4年度青梅市保育所等における児童の安全対策事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認書（様式第4号）により通知するものとする。

10 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和4年度青梅市保育所等における児童の安全対策事業補助金実績報告書（様式第5号）に領収書の写し等を添えて、市長に提出しなければならない。

11 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、令和4年度青梅市保育所等における児童の安全対策事業補助金額確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

12 消費税仕入控除税額の取扱い

- (1) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第7号）により市長に報告しなければならない。
- (2) 市長は、前号の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、必要があると認める場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を青梅市に納付させるものとする。

13 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

14 実施期日等

- (1) この要綱は、令和5年3月27日から実施し、令和4年4月1日から適用する。ただし、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

令和4年度青梅市私立幼稚園送迎バス等 安全対策支援事業費補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、東京都私立幼稚園等送迎バス等安全対策支援事業費補助金交付要綱（令和5年2月13日付け4生私振第1544号）にもとづき、私立幼稚園の子どもたちの安全・安心を確保するため、送迎バスの置き去り防止および送迎バス以外の事故防止に向けた取組にかかる事業に対し、青梅市（以下「市」という。）が予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱において「私立幼稚園」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（国および地方公共団体以外の者が設置するものに限る。）であって、東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条第1号に規定する幼稚園型認定こども園を含むものをいう。

3 補助対象者

令和4年度青梅市私立幼稚園等送迎バス等安全対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、市の区域内に所在する私立幼稚園とする。

4 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業であって、私立幼稚園が実施するものとする。

(1) 送迎バスの子どもの置き去り防止事業（次のアからウまでのいずれかに該当するものとする。）

ア 送迎バスへの安全装置の設置

イ こどものバス送迎・安全徹底マニュアル（令和4年10月12日付け内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省作成）等にもとづく研修の実施、マニュアルの作成等

ウ その他送迎バスの安全点検、改修等の置き去り防止にかかる取組

(2) 送迎バス以外の子どもの事故防止事業（次のアおよびイのいずれかに該当するものとする。）

ア 送迎バス以外の施設外および施設内活動時の置き去り、見失い、飛び出し等の事故防止対策

イ 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入費等

5 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、前項に規定する補助対象事業を実施するために支出する経費で、別表の1および2に定めるものとする。

6 補助金の交付額

補助金の交付額は、別表の1および2の区分に定める補助基準額と前項に規定する補助対象経費として市が支出した額とを比較して、いずれか少ない方の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

7 補助対象期間

補助金の対象期間は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 送迎バスの子どもの置き去り防止事業 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(2) 送迎バス以外の子どもの事故防止事業 令和4年12月15日から令和5年3月31日まで

8 交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年度青梅市私立幼稚園等送迎バス等安全対策支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

9 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、令和4年度青梅市私立幼稚園等送迎バス等安全対策支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

10 申請内容の変更等

(1) 前項の規定による交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、令和4年度青梅市私立幼稚園等送迎バス等安全対策支援事業費補助金事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

(2) 市長は、前号の規定による申請があった場合において、当該申請内容を審査し、これを適当と認めるときは、令和4年度青梅市私立幼稚園等送迎バス等安全対策支援事業費補助金事業（変更・中止・廃止）承認書（様式第4号）により通知するものとする。

11 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和4年度青梅市私立幼稚園等送迎バス等安全対策支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

12 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認める場

合は、交付すべき補助金の額を確定し、令和4年度青梅市私立幼稚園等送迎バス等安全対策支援事業費補助金額確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

13 財産処分の制限

- (1) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号および第5号の規定により処分を制限する取得財産等ならびに同令第14条第1項第2号の規定により処分を制限する期間は、文部科学大臣が別に定める期間とする。
- (2) 補助事業者は、前号に定める期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- (3) 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときに、必要があると認める場合は、その収入の全部または一部を市に納付させるものとする。

14 消費税仕入控除税額の取扱い

- (1) 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに青梅市消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部または一部の返還を命ずるものとする。

15 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

16 実施期日等

- (1) この要綱は、令和5年3月27日から実施し、次のアおよびイに掲げる事業にかかる規定については、当該アおよびイに掲げる日から適用する。ただし、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。
 - ア 第4項第1号に規定する事業 令和4年4月1日
 - イ 第4項第2号に規定する事業 令和4年12月15日
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、こ

の要綱の失効後に必要となる補助金の交付等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第5項、第6項関係）

補助対象経費	補助基準額
<p>1 送迎バスの子どもの置き去り防止事業</p> <p>(1) 送迎バス用の安全装置の設置</p> <p>私立幼稚園の設置者が行う安全装置の設置に要する経費（需用費、備品購入費、委託料、役務費、リース料等）。ただし、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドライン（令和4年12月20日付け国土交通省策定）に適合する性能基準を満たしたものに限るものとする。</p> <p>(2) こどものバス送迎・安全徹底マニュアル（令和4年10月12日付け内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省作成）等にもとづく研修の実施、マニュアルの作成等</p> <p>私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）の設置者による安全装置の導入に伴う、外部講師による研修の実施やマニュアル等の作成に要する経費（需用費、講師謝礼等）</p> <p>(3) その他送迎バスの安全点検、改修等の置き去り防止にかかる取組</p> <p>私立幼稚園の設置者による送迎バスの安全点検、改修等に要する経費（需用費、備品購入費、委託料、役務費、工事費、リース料等）</p>	<p>1 台当たり</p> <p>100万円</p>
<p>2 送迎バス以外の子どもの事故防止事業</p> <p>(1) 施設外および施設内活動時の置き去り、見失い、飛び出し等の事故防止対策</p> <p>私立幼稚園の設置者による施設外・施設内の活動時の置き去り、見失い、飛び出し等の事故防止対策に資する経費（需用費、備品購入費、委託料、役務費、工事費等）。この場合において、送迎バスによる園児の送迎を行っている施設については、送迎バスの置き去り事故防止対策を適切に講じることを補助要件とする。</p> <p>(2) 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等</p>	<p>1 施設当たり</p> <p>100万円</p>

私立幼稚園の設置者による次に掲げる睡眠中の事故防止に資する機器の導入等に要する経費（需用費、リース料、委託料、役務費等）

ア 児童対象については、0歳から2歳までの児童を対象とする。ただし、3歳以上の児童であっても、当該児童の発育状況等により、対象機器を使用する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。

イ 対象機器については、前アに定める対象児童の睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体の動きや向きを検知するなどの機能を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ機器（午睡チェック、無呼吸アラーム等）とする。

ウ 機器の選定に当たっては、私立幼稚園において、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）にもとづく医療機器の製造販売の承認等がなされていることや保育所等での導入実績があることなど、安全性等を十分に考慮した上で決定したものとする。

エ 機器を導入した場合においても、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年3月31日付け府子本第192号内閣府子ども・子育て本部参事官、27文科初第1789号文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、雇児保発0331第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保健課長通知別添）等にもとづき、安全な保育環境の確保に努めること。

オ 機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合および機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は、対象外とする。

カ 送迎バスによる園児の送迎を行っている施設については、バスの置き去り事故防止対策を適切に講じることを補助要件とする。

令和4年度青梅市保育所等における送迎バス等
安全対策支援事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、東京都保育所等における送迎バス等安全対策支援事業実施要綱（令和5年1月20日付け4福保子保第3625号）および令和4年度東京都保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金交付要綱（令和5年3月7日付け4福保子保第4099号）にもとづき、保育所等の子どもの安全・安心を確保するため、送迎バスの置き去り防止および送迎バス以外の事故防止ならびに午睡時の事故防止に向けた取組にかかる事業に対し、青梅市（以下「市」という。）が予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助対象者

令和4年度青梅市保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、市の区域内で運営するものであって、次に掲げるいずれかの施設の設置者または事業の実施者（以下「保育所等」という。）とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定により青梅市長（以下「市長」という。）の確認を受けた次のいずれかに該当する施設
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園であって、同法第3条第3項の認定を受けた施設
- (2) 子ども・子育て支援法第43条第1項の規定により市長の確認を受けた次のいずれかに該当する事業
 - ア 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

3 補助対象事業

補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業であって、保育所等が実施するものとする。

- (1) 送迎バスの子どもの置き去り防止事業（次のアからウまでのいずれかに該当するものとする。）
 - ア 送迎バス用の安全装置の設置
 - イ こどものバス送迎・安全徹底マニュアル（令和4年10月12日付け内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省作成）等にもとづく研修の実施
 - ウ その他バスの安全点検、改修等の置き去り防止にかかる取組
- (2) 送迎バス以外の子どもの事故防止事業
 - ア 送迎バス以外の施設外および施設内活動時の置き去り、見失い、飛び出し等

の事故防止の対策

イ 午睡中の事故防止対策に必要な機器の購入等

4 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、前項に規定する補助対象事業を実施するために支出する経費で、別表の2の区分に定める補助対象経費とする。

5 補助金の交付額

補助金の交付額は、補助対象事業ごとに算出した額の合計額とする。この場合において、補助対象事業ごとに算出した額は、別表の3の区分に定める補助基準額と前項に規定する補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない方の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

6 補助対象期間

補助金の対象期間は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 送迎バスの子どもの置き去り防止事業 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(2) 送迎バス以外の子どもの事故防止事業 令和4年12月15日から令和5年3月31日まで

7 交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年度青梅市保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

8 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、令和4年度青梅市保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

9 申請内容の変更等

(1) 前項の規定による交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、令和4年度青梅市保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

(2) 市長は、前号の規定による申請があった場合において、当該申請内容を審査し、これを適当と認めるときは、令和4年度青梅市保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認書（様式第4号）により通知するものとする。

10 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和4年度青梅市保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

11 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、令和4年度青梅市保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金額確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

12 消費税仕入控除税額の取扱い

(1) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第7号）により市長に報告しなければならない。

(2) 市長は、前号の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、必要があると認める場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させるものとする。

13 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

14 実施期日等

(1) この要綱は、令和5年3月27日から実施し、次のアおよびイに掲げる事業にかかる規定については、当該アおよびイに掲げる日から適用する。ただし、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。

ア 第3項第1号に規定する事業 令和4年4月1日

イ 第3項第2号に規定する事業 令和4年12月15日

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第4項、第5項関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助基準額
(1) 送迎バスの子どもの置き去り防止事業	ア 送迎バス用の安全装置の設置にかかる機器等の導入経費（リース料を含む。）	1台当たり 100万円
	イ こどものバス送迎・安全徹底マニュアル等にもとづく研修の実施にかかる経費（講師謝礼等）	
	ウ その他バスの安全点検、改修等の置き去り防止に向けた取組にかかる経費	
(2) 送迎バス以外の子どもの事故防止事業	ア 送迎バス以外の施設外および施設内活動時の置き去り、見失い、飛び出し等の事故防止の対策に必要な経費	1施設または1事業当たり 200万円
	イ 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等にかかる経費（リース料を含む。）	

備考

1 (1)アの要件

(1) 対象となる安全装置については、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（令和4年12月20日付け国土交通省策定）に適合したものであること。

(2) 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）等にもとづき、安全な保育環境の確保を図ること。この場合において、こどものバス送迎・安全徹底マニュアルを活用すること。

2 (2)イの要件

(1) 対象児童については、0歳から2歳までの児童を対象とすること。ただし、3歳以上の児童であっても、当該児童の発育状況等により、対象機器を使用する必要があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(2) 対象機器については、対象児童の睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体の動きや向きを検知するなどの機能を持つ機器その他これらと同等の機能

を持つ機器（午睡チェック、無呼吸アラーム等）とすること。

- (3) 機器を導入した場合においても、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて（平成28年3月31日付け府子本第192号内閣府子ども・子育て本部参事官、27文科初第1789号文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、雇児保発0331第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知別添）等にもとづき、安全な保育環境の確保に努めること。
- (4) 機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合および機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は、対象外とすること。
- (5) 令和4年度青梅市保育所等における児童の安全対策事業補助金交付要綱（令和5年3月27日実施）にもとづく補助金の交付決定を受けた施設または事業については、対象外とすること。

青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会設置要綱

1 設置

地域社会において、心豊かで健やかな子どもたちをはぐくむ環境づくりおよび子どもたちの安全で安心な活動拠点作りの推進（以下「放課後子ども教室推進事業」という。）を図るため、青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、放課後子ども教室推進事業を円滑かつ計画的に実施するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 放課後子ども教室推進事業計画の策定に関すること。
- (2) 放課後子ども教室推進事業の実施にかかる安全管理に関すること。
- (3) 放課後子ども教室推進事業の広報活動に関すること。
- (4) 放課後子ども教室推進事業協力者の人材確保に関すること。
- (5) 放課後子ども教室推進事業の活動プログラムの企画に関すること。
- (6) 放課後子ども教室推進事業実施後の検証・評価に関すること。
- (7) その他放課後子ども教室推進事業の実施に関すること。

3 組織

- (1) 委員会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱または任命する委員12人をもって組織する。

- ア 子育て応援課長
- イ 学務課長
- ウ 学識経験者
- エ 青梅市立小学校の校長または副校長の代表
- オ 青梅市社会教育委員の代表
- カ 青梅市青少年委員の代表
- キ 民生・児童委員の代表
- ク 青梅市自治会連合会の代表
- ケ 青梅市立小学校PTA連合会の代表
- コ 放課後児童クラブの事業者の代表
- サ 放課後子ども教室推進事業実施コーディネーターの代表
- シ 放課後児童クラブの指導員の代表

(2) 委員会が必要と認める場合には、委員会に専門部会を置くことができる。

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員会に委員長および副委員長を置く。
- (2) 委員長および副委員長は、委員の互選による。
- (3) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

5 任期

委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 会議

- (1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、または資料の提出を求めることができる。

7 報告

委員会は、必要に応じて委員会の検討経過および結果を市長に報告する。

8 守秘義務および個人情報保護義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、または職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、もしくは不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

9 庶務

委員会の庶務は、子育て応援担当課が処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

11 実施期日

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

青梅市放課後子ども教室推進事業実施要綱

1 目的

この要綱は、青梅市放課後子ども教室推進事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定め、もって心豊かで健やかな子どもたちをはぐくむ環境づくりおよび子どもたちの安全で安心な活動拠点作りの推進に資することを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、青梅市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の一部を適当と認められる民間教育団体等に委託して行うことができるものとする。

3 事業内容

事業内容は次に掲げるものとする。

- (1) スポーツおよび文化活動
- (2) 地域住民との交流活動
- (3) 学習機会の提供
- (4) 放課後児童クラブとの一体的または連携による活動
- (5) その他必要とする活動

4 実施場所

事業は、市内小学校の余裕教室、校庭、体育館等の施設を利用して実施するものとする。ただし、青梅市長（以下「市長」という。）が認める場合は、社会教育施設その他多様な体験活動や交流活動等を安全・安心に行える場所で実施することができるものとする。

5 対象者

事業の対象者は、事業を実施する各小学校区内に居住する小学生とする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

6 実施期間

事業は、年間を通じて、放課後に実施するものとする。

7 指導者等

事業を円滑かつ安全・安心に実施するため、次の指導者等を配置する。

- (1) 放課後子ども教室推進事業実施コーディネーター
- (2) 教育活動推進員
- (3) 教育活動サポーター

8 指導者等の役割

前項に規定する指導者等の役割は、次に掲げるものとする。

- (1) 放課後子ども教室推進事業実施コーディネーターは、事業の総合的な調整を行うとともに、次に掲げる役割を担うものとする。
 - ア 保護者等に対する事業への参加の呼び掛け
 - イ 学校および関係機関ならびに事業協力団体との連絡調整
 - ウ ボランティア等地域の協力者の確保、登録および配置
 - エ 活動プログラムの企画
 - オ 放課後児童クラブ指導員との連絡調整
 - カ 市との連絡調整
- (2) 教育活動推進員は、学習支援・体験・交流活動等のプログラムを中心的に実施するとともに、次に掲げる役割を担うものとする。
 - ア 宿題、復習などの指導
 - イ 学習方法のアドバイス
- (3) 教育活動サポーターは、プログラムの実施のサポートを行うとともに、次に掲げる役割を担うものとする。
 - ア 事業参加者の安全の確保
 - イ 事業参加者の確認

9 学校区協議会

放課後子ども教室推進事業と放課後児童健全育成事業の一体的または連携による活動を円滑かつ計画的に行うため、小学校区ごとに学校区協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- (1) 協議会は、次に掲げる3人をもって組織する。
 - ア 放課後子ども教室推進事業実施コーディネーター
 - イ 放課後児童クラブ指導員の代表
 - ウ 小学校の代表
- (2) 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - ア 活動計画に関すること。

イ 活動プログラムの企画に関すること。

ウ 安全管理に関すること。

エ その他放課後子ども教室推進事業と放課後児童健全育成事業の実施者間で連携が必要な事項

(3) 協議会は、協議した内容を市長に報告する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会に諮り、市長が定める。

11 実施期日

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

令和5年度子どもふれあいフェスタ2023事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、子どもふれあいフェスタ2023実行委員会が行う子どもふれあいフェスタ2023事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定め、もって子育て支援および子どもたちの健全育成を図ることを目的とする。

2 補助対象団体

補助の対象となる団体は、子どもふれあいフェスタ2023実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、実行委員会が行う子どもふれあいフェスタ2023事業とする。

4 補助対象経費

補助の対象となる経費は、子どもふれあいフェスタ2023事業の実施に際し直接的に要する経費とする。

5 補助金の額

補助金の額は、24万円を上限とする。

6 補助金の交付申請

実行委員会は、子どもふれあいフェスタ2023事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、子どもふれあいフェスタ2023事業計画書（様式第2号）および青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

7 補助金の交付決定および通知

市長は、補助金の交付申請があったときは、申請書および関係事項を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、子どもふれあいフェスタ2023事業補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。

8 補助金の請求

実行委員会は、前項の規定により交付決定通知書を受けたときは、子どもふれあいフェスタ2023事業補助金請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

9 補助金の支出

市長は、請求書の收受後、速やかに補助金を支出するものとする。

10 実績報告

実行委員会は、事業が完了したときは、子どもふれあいフェスタ 2023 事業補助金実績報告書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

11 補助金の額の確定

(1) 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、子どもふれあいフェスタ2023事業補助金交付額確定通知書（様式第6号。以下「確定通知書」という。）により、実行委員会に通知するものとする。

(2) 実行委員会は、前号の確定通知書を受領したときは、子どもふれあいフェスタ2023事業補助金精算書（様式第7号）により速やかに精算しなければならない。

い。

12 決定の取消し

市長は、実行委員会が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令または補助金の交付決定にもとづく命令に違反したとき。

13 補助金の返還

- (1) 市長は、前項の規定により取消しをした場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金の交付がされているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- (2) 市長は、第11項の規定により補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

14 その他の必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

15 実施期日

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

一般社団法人こーよ青梅に対する補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、一般社団法人こーよ青梅に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めることにより、青梅市のにぎわいの創出および地域経済の活性化と好循環を図ることを目的とする。

2 補助対象経費

補助の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 正規職員および臨時職員（非常勤職員その他の職員を含む。）にかかる給料、諸手当および福利厚生費その他の人件費のうち、青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める経費
- (2) 事務所の賃借料
- (3) 事務所の光熱水費
- (4) まちのにぎわいの創出および地域経済の活性化と好循環を図る事業に要する経費
- (5) その他市長が特に必要と認める経費

3 補助金の額

補助金の額は、前項に定める補助対象経費の実費とし、予算の範囲内において交付するものとする。

4 補助金の交付

補助金の交付は、四半期ごととする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

5 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

6 実施期日等

- (1) この要綱は、令和5年5月1日から実施する。ただし、令和8年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例による。

令和5年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、婚姻をした夫婦に対し、青梅市（以下「市」という。）における婚姻に伴う新生活に要する費用の一部を、予算の範囲内で補助することにより、当該夫婦の経済的な負担を軽減するとともに、少子化対策および移住・定住促進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出した夫婦からなる世帯であって、当該婚姻届が受理された日（以下「婚姻日」という。）において夫婦のいずれもが39歳以下であるものをいう。
- (2) 若年新婚世帯 新婚世帯のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間（以下「事業期間」という。）に婚姻届を提出した夫婦からなる世帯であって、婚姻日において夫婦のいずれもが29歳以下であるものをいう。
- (3) 住居費 事業期間において、婚姻を機に、住宅を取得（婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日から起算して1年以内に取得したものを含む。）するために要した費用または住宅を賃借するために要した費用（賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費および仲介手数料に限る。）をいう。
- (4) 引越費用 事業期間において、婚姻を機に行った引越しに要した費用（引越業者または運送業者へ支払った費用に限る。）をいう。
- (5) リフォーム費 事業期間において、婚姻を機に行った住宅のリフォーム（婚姻日より前に実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して1年以内に実施したものを含む。）に要した費用のうち、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等（倉庫、車庫にかかる工事、門、フェンス、植栽などの外構にかかる工事、エアコン、洗濯機等の家電購入、設置および補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が直接行う工事を除く。）の工事費用をいう。
- (6) 貸与型奨学金 公的団体または民間団体から学生の修学または生活のために貸与された資金をいう。
- (7) 市外転入者 令和5年4月1日以後に、定住を目的として、新たに市の区域内に住居登録をした者（同日以後に市から転出した者を除く。）をいう。ただし、婚姻日が令和5年3月1日から同年3月31日までの新婚世帯にあっては、令和4年4月1日以後に定住を目的として、新たに市の区域内（以下「市内」という。）に住居登録をした者（同日以後に市から転出した者を除く。）をいう。
- (8) 継続補助申請 令和4年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金交付要綱（令和4年4月6日実施。以下「前年度要綱」という。）にもとづき請求した補助金の額が、前年度要綱に定める補助限度額に達しなかった補助対象世帯において、再度行う補助金の交付申請をいう。

3 補助対象世帯

令和5年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当す

る世帯とする。

- (1) 補助金を申請する日（以下「申請日」という。）において、夫婦双方が申請日から5年以上、市に定住する意思を持って市内に居住し、住民登録を有していること。
- (2) 前年（申請日が4月1日から6月30日までの場合にあつては、前々年）の所得の額を明らかにすることができる市区町村長の証明書（以下「所得証明書」という。）をもとに、夫婦の所得を合算した額（貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあつては、貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。）が500万円（婚姻日が令和5年3月1日から同年3月31日までの新婚世帯にあつては、400万円）未満であること。
- (3) 夫婦双方に市税（市外転入者においては、転入前の市区町村税。国民健康保険税を含む。）の滞納がないこと。
- (4) 住居費にかかる名義人が、夫婦の双方または一方であること。ただし、夫婦いずれの名義でも契約できないやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。
- (5) 住宅を取得し、または賃借する場合は申請者の3親等内の血族および姻族から取得または賃借をするものではないこと。
- (6) 申請者および同居しようとするものの全員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助および住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (7) 夫婦の双方または一方が、過去にこの要綱にもとづく補助金の交付を受けたことがないこと（継続補助申請を除く。）。
- (8) 夫婦の双方または一方が青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

4 補助対象経費

- (1) 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住居費、引越費用およびリフォーム費とする。ただし、申請日において夫婦双方が現に居住している当該住宅にかかる経費に限る。
- (2) 前号に規定する補助対象経費は、勤務する事業所から住居にかかる手当等（以下「住宅手当等」という。）が支給されている場合には、住宅手当等に相当する額を控除した後の額とする。

5 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の実支出額（1,000円未満の端数が生じたとき

は、これを切り捨てた額)とし、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる補助限度額を上限とする。ただし、継続補助申請を行う場合は、前年度要綱にもとづく補助金交付決定時の補助限度額から、受給した補助金の額を差し引いた額を上限とする。

区分	補助限度額
(1) 夫婦の双方が市外転入者の若年新婚世帯	60万円
(2) 夫婦の一方が市外転入者の若年新婚世帯	40万円
(3) 上記以外の若年新婚世帯	20万円
(4) 夫婦の双方が市外転入者の新婚世帯	30万円
(5) 夫婦の一方が市外転入者の新婚世帯	20万円
(6) 上記以外の新婚世帯	10万円

6 補助金の交付申請

申請者は、青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に誓約書兼同意書(様式第2号)のほか、次に掲げる書類またはその写しを添えて、青梅市長(以下「市長」という。)に提出しなければならない。ただし、第3号から第10号までに掲げる書類について、当該書類にかかる事実がないときは、その添付を省略することができる。

- (1) 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍全部事項証明書
- (2) 新婚世帯の住民票の写し
- (3) 夫婦双方の所得証明書
- (4) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類
- (5) 住宅の売買契約書および領収書その他当該住宅の取得にかかる費用についての支払が確認できる書類
- (6) 住宅の賃貸借契約書ならびに賃料、共益費および仲介手数料にかかる領収書その他当該住宅の賃借にかかる費用についての支払が確認できる書類
- (7) 住宅手当等支給証明書(様式第3号)
- (8) 引越費用にかかる領収書その他当該住宅への引越にかかる費用についての支払が確認できる書類
- (9) リフォーム費にかかる請負契約書および領収書その他当該住宅のリフォームにかかる費用についての支払が確認できる書類
- (10) 住宅リフォーム承諾書(様式第4号)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

7 補助金の交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、遅滞なく申請書および関係書類の内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

8 補助金の交付請求および支払

前項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、速やかに青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出するものとし、市長はその内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の支払を行うものとする。

9 継続補助申請等

(1) 申請者は、前年度要綱にもとづき、前年度請求した補助金の額が前年度要綱に定める限度額に達しなかったときは、事業期間に限り、継続補助申請を行うことができる。

(2) 継続補助申請にかかる補助金の交付申請は、第6項の規定を準用する。ただし、第6項各号に掲げる書類のうち、第1号、第3号および第4号に掲げるものの提出は省略することができる。

(3) 継続補助申請にかかる補助金の交付決定は、第7項の規定を準用する。

10 決定の取消し

(1) 市長は、補助決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

イ その他この要綱の規定に違反したとき。

(2) 市長は、前号の規定により交付決定の全部または一部を取り消したときは、青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金交付決定取消等通知書（様式第7号）により、速やかに補助決定者に通知するものとする。

11 アンケートへの協力

補助決定者は、市が実施する補助金事業にかかるアンケート等へ協力するものとする。

12 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、東京都地域少子化対策重点推進交付金交付要綱（令和5年3月31日付け4福保子計第1458号）および青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

13 実施期日等

- (1) この要綱は令和5年4月18日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、令和6年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

青梅市営住宅の住宅変更に関する取扱要綱

1 目的

この要綱は、青梅市営住宅条例（平成9年条例第36号。以下「条例」という。）第7条第7号の規定にもとづく住宅の変更（以下「住宅変更」という。）を公正かつ合理的に行い、現に市営住宅に入居している者（以下「既存入居者」という。）および同居者の居住の安定を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 申込資格

既存入居者のうち住宅変更の申込みができるものは、条例第7条第7号に該当する者のほか次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 条例第11条に規定する使用料および条例第43条の4に規定する駐車場使用料を滞納していないこと。
- (2) 条例第16条各項に規定する禁止事項等を行っていないこと。
- (3) 条例第17条第1項に規定する同居の承認を得ていない同居者がいないこと。
- (4) 条例第18条第1項に規定する入居の承継をする場合に、その承認を得ていること。
- (5) 条例第20条に規定する収入に関する報告を行っていること。ただし、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第4項に該当する者を除く。
- (6) 条例第22条第1項に規定する収入超過者の認定を受けていないこと。
- (7) 条例第22条第2項に規定する高額所得者の認定を受けていないこと。
- (8) 条例第36条第1項各号に規定する住宅の明渡請求の要件に該当しないこと。
- (9) 条例第43条の7第1項各号に規定する駐車場の使用許可の取消しとなる要件に該当しないこと。
- (10) 過去に次項に定める申込基準のうち同一基準による住宅変更を行っていないこと。

3 申込基準

住宅変更の申込みができる基準（以下「申込基準」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 同居者の増加により、現在居住している住宅（以下「現住宅」という。）の床面積（青梅市営住宅条例施行規則（平成10年規則第15号。以下「規則」という。）別表第1の床面積をいう。）が、住生活基本法（平成18年法律第61号）にもとづく住生活基本計画における最低居住面積水準を満たさないため、広い住宅を希望する場合
- (2) 同居者の減少により、現住宅より狭い住宅を希望する場合
- (3) 既存入居者または同居者が加齢、疾病等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する下肢にかかる肢体不自由の級別が1級から4級までのいずれかに該当する場合または医師の診断書等により階段の昇降が著しく困難な状態であり低層階への住宅変更が望ましいことが確認できる場合
- (4) 前号に規定する者のうち、車椅子を常用するもの（以下「車椅子常用者」という。）が、車椅子用設備など特殊な設計となっている住宅を希望する場合
- (5) 近隣住民の迷惑行為等によって、既存入居者または同居者が過度な精神的圧迫を受けており、住宅変更によって症状の改善が見込まれることが医師の診断書により確認できる場合または警察その他の行政機関が発行する文書により住宅変更が望ましいことが確認できる場合
- (6) 過去に住宅変更を行った者が、前5号のいずれかの条件を満たさなくなったことにより、他の住宅に変更することを希望する場合

4 新住宅の選定

住宅変更による新たな住宅（以下「新住宅」という。）は、空き住宅の中から選定する。

5 募集方法

前項の規定による新住宅の選定を行った場合、既存入居者を対象に期限を定めて希望者を募集する。ただし、緊急の必要があると青梅市長（以下「市長」という。）が認めるときは、この限りでない。

6 申込手続

住宅変更を希望する者（以下「住宅変更希望者」という。）は、規則第6条に規定する市営住宅変更申請書に、申込基準を満たすことを証する診断書その他の書類（以下「証明書類」という。）を添付して提出しなければならない。ただし、過去3年以内に申込基準のうちで同一基準による申込手続を証明書類の原本を添付して行っている場合は、証明書類の添付を省略することができる。

7 住宅変更決定

(1) 市長は、前項の申込みがあったときは、次項に規定する審査委員会においてその内容を審査の上、適当と認めるときは、住宅変更を予定する者（以下「住宅変更予定者」という。）として決定する。ただし、一の募集住宅に複数の申込みがあるときは、次に掲げる順位により選考するものとする。また順位が同じ者が複数あるときは、公開抽せんを行い決定するものとする。

ア 第3項第6号に該当する者

イ 第3項第3号から第5号までに該当する者

ウ 第3項第1号に該当する者

エ 第3項第2号に該当する者

(2) 市長は、前号に規定する決定を行ったときは、住宅変更希望者に対し結果を通知するものとする。

8 審査委員会

住宅変更希望者の申込に関し、申込基準を満たしていることを審査するため、審査委員会を置く。

(1) 審査委員会は、次の者をもって組織する。

ア 委員長 都市整備部長

イ 副委員長 住宅課長

ウ 委員 高齢者支援課長、障がい者福祉課長および子育て応援課長

(2) 委員長の職務および代理

ア 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

イ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 会議

ア 審査委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

イ 議長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の会議への出席または資料の提出を求めることができる。

(3) 報告

委員長は、審査委員会の会議で協議した結果をまとめ、市長に報告する。

(4) 庶務

審査委員会の庶務は、市営住宅担当課において処理する。

9 入居手続等

第7項の規定により住宅変更予定者として決定された者は、市長が指定する日までに条例第9条に規定する手続をしなければならない。

10 入居許可および使用料の決定

市長は、前項の手續を完了した者に対し、条例第10条に規定する入居許可を行い、条例第11条による使用料の決定を行うものとする。

11 現住宅の明渡し

(1) 新住宅に入居した者は、条例第34条の規定に準じ、必要に応じて、自己の負担により損傷箇所の補修を行うなど現住宅を原状に復し、検査を受けた上、当該住宅を返還しなければならない。

(2) 市長は、新住宅に入居した者が前号に規定する返還をしない場合は、条例第36条第1項の規定により、現住宅および新住宅にかかる明渡しを請求するものとする。

12 保証金の還付

市長は、新住宅に入居した者が現住宅を明け渡すときは、条例第35条の規定により現住宅にかかる保証金を還付する。

13 駐車場の使用

(1) 新住宅に入居した者は、現住宅の駐車場の使用に関し、条例第43条の7第1項第5号に該当するものとみなし、当該駐車場にかかる使用許可を取り消すものとする。この場合において、駐車場保証金については条例第43条の6第3項の規定により還付するものとする。

(2) 新住宅で駐車場を使用しようとする者は、条例第43条の3第1項に規定する使用の許可を受けなければならない。

14 費用負担

住宅変更に要する費用については、既存入居者の負担とする。

15 新住宅の明渡し

新住宅に入居した者は、第3項第1号から第5号までのいずれかの申込基準を満たさなくなった場合は、新住宅を明け渡すよう努めるものとする。

16 特殊な設計の住宅の入居にかかる特例

既存入居者または同居者が車椅子常用者であって、車椅子用設備など特殊な設計となっている住宅に入居を希望する場合は、条例第4条第1項第4号に該当するものとみなし、条例第6条に規定する入居の申込みを行うことができる。

17 その他

この要綱に定めるもののほか、住宅変更に関し必要な事項は、市長が別に定める。

18 実施期日

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

青梅市学校施設のあり方審議会市民委員募集要領

1 目的

この要領は、青梅市立学校施設のあり方審議会条例（令和5年条例第17号）第3条第1項第6号に規定する委員（以下「市民委員」という。）の募集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 応募資格

市民委員に応募することのできる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 青梅市の区域内に住民登録をしている者
- (2) 応募の時点において満18歳以上の者
- (3) 青梅市の他の付属機関等の委員でない者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しない者
- (5) 青梅市議会議員または青梅市職員でない者
- (6) 青梅市立学校施設のあり方審議会の会議に出席が可能な者

3 応募方法

(1) 市民委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、募集期間内に、次に掲げる事項を記載した応募申込書を、持参、郵送または電子メールにより青梅市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

- ア 住所、氏名、生年月日、性別、電話番号および電子メールアドレス
- イ 応募動機について記載したもの（400字程度）

(2) 前号の規定により提出された応募申込書は、返却しないものとする。

4 募集人数

募集人数は、男女各2人以内とする。ただし、性別ごとの応募人数がこれに満たない場合は、この限りでない。

5 選考方法等

- (1) 一次選考は、書類審査とする。
- (2) 書類審査の結果、審査に合格した者が募集人数を超えた場合には、公開抽選により決定する。
- (3) 選考結果は、応募者宛てに書面で通知する。

6 募集期間

募集期間は、募集開始の日から起算して3週間とする。

7 庶務

市民委員の募集に関する庶務は、教育総務担当課において処理する。

8 その他

この要領に定めるもののほか、市民委員の募集に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

9 実施期日

この要領は、令和5年4月12日から実施する。

第五次青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

1 設置

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定にもとづき、子ども読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「青梅市子ども読書活動推進計画」という。）を策定するために必要な事項を調査検討する青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 青梅市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) その他前項の規定の趣旨に照らし必要と認める事項に関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる職にある者12人をもって組織する。

- (1) 委員長 生涯学習部長
- (2) 副委員長 社会教育課長および指導室長
- (3) 委員 企画政策課長、市民活動推進課長、健康課長、子育て応援課長、こども育成課長、小学校長、中学校長、保育所施設長および幼稚園長

4 委員長および副委員長の職務

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞き、または資料の提出を求めることができる。

6 部会

- (1) 青梅市子ども読書活動推進計画の策定に関する事項について調査研究を行うた

め、委員会に部会を置く。

(2) 部会は、次に掲げる者16人以内をもって組織する。

ア 部会長 社会教育課長

イ 副部会長 部会長が指名する職員

ウ 部会員 委員会の委員が推薦する職員

(3) 部会の会議については、前項の規定を準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

7 報告

委員長は、青梅市子ども読書活動推進計画の策定状況および検討結果を教育長に報告する。

8 任期

委員および部会員の任期は、委嘱または任命の日から前項の規定により検討結果を教育長に報告した日までとする。

9 庶務

委員会および部会の庶務は、社会教育課が処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

11 実施期日等

この要綱は、令和5年4月1日から実施し、第7項の規定により検討結果を報告した日の翌日をもって廃止する。

一般社団法人青梅市スポーツ協会補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第34条の規定にもとづき、一般社団法人青梅市スポーツ協会（以下「協会」という。）に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定め、もってスポーツの推進を図ることを目的とする。

2 補助金の対象経費および交付額

この要綱による補助金の対象となる経費は次のとおりとし、交付額は毎年度予算の範囲内において算定した額とする。

(1) 協会の運営に要する経費

ア 人件費

イ 事務費

(2) その他青梅市長が特に必要と認める経費

3 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

4 実施期日等

(1) この要綱は、令和5年4月1日から実施する。ただし、令和8年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく表彰基準

1 趣旨

この基準は、青梅市スポーツ振興基金条例施行規則（昭和58年規則第21号。以下「規則」という。）第2条第2項および第4条第1項の規定にもとづく各種大会またはスポーツ等の振興において優秀な実績を上げた団体、市民等に対する表彰（以下「表彰」という。）の実施について必要な事項を定めようとするものである。

2 表彰対象者

表彰対象者は、次項に規定する表彰の対象となる功績または実績を上げた時点において、市民である個人もしくは青梅市の区域内（以下「市内」という。）に活動の本拠がある市民以外の個人または市内に活動の本拠がある団体とする。

3 表彰

表彰は、次に定めるときに行うものとする。

(1) 青梅市スポーツ功労賞

体育、スポーツおよびレクリエーション活動の指導ならびに組織化に努力し、社会体育の普及発展に著しい功績があったと認められる次の表に掲げる対象者が右欄の年数以上在席したとき。

対象者	在席年数等
青梅市スポーツ推進委員	在職8年以上

青梅市スポーツ教室指導員	通算10年以上
青梅市スポーツ協会会長	在職5年以上
青梅市スポーツ協会副会長、専務理事、常務理事	通算10年以上
青梅市スポーツ協会の加盟団体の長	在職10年以上
その他青梅市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める団体、市民等	教育委員会が必要と認めるとき

(2) 青梅市スポーツ賞

団体、市民等が青梅市、所属団体等を代表し、もしくは予選等を通じて各種大会に出場したとき、または学校教育活動による大会へ出場したときにおいて、次の表に定める優秀な実績を上げたとき。ただし、同一人が2つ以上の優秀な実績に該当した場合は、上位をもって対象実績とする。

大会の規模	東京都全域	関東全域程度	全国	国際大会
実績	優勝	3位以内	8位以内	出場者

(3) 青梅市スポーツ奨励賞

青梅市の小中学校の児童および生徒(市内に活動の本拠のある小中学生を含む)が、次の表に定める優秀な実績を上げたとき。

大会の規模	三多摩全域	東京都全域	関東全域程度	全国
実績	優勝・準優勝	2位～6位	4位～8位	9位以下の出場者

(4) 青梅市スポーツ特別賞

全国大会または国際大会に出場し、特に優秀な実績を上げた場合において、表彰することが適当と教育委員会が認めたとき。

(5) 青梅市スポーツ栄誉賞

オリンピック、パラリンピックおよび同等の世界大会に出場し、3位以上の実績を上げた場合において、表彰することが適当と教育委員会が認めたとき。

4 推薦

表彰は、青梅市スポーツ協会、青梅市スポーツ協会加盟競技団体または教育委員会が調査し、青梅市スポーツ振興基金表彰候補推薦調書(別紙)により推薦し、行うものとする。

5 賞状等の贈呈

規則第4条第1項の被表彰者に対する賞状等の贈呈は、次の表により行うものとする。

賞	青梅市スポーツ功労賞	青梅市スポーツ賞	青梅市スポーツ奨励賞	青梅市スポーツ特別賞	青梅市スポーツ栄誉賞
贈呈品	賞状・記念品	賞状・記念品	メダル	賞状・記念品	賞状・報奨金

備考

- 1 青梅市スポーツ栄誉賞の報奨金については、20万円を上限とし、その実績を勘案した金額とする。
 - 2 市内に活動の本拠がある市民以外の個人または市内に活動の本拠がある団体の構成員に賞状等を贈呈しようとする場合において、当該贈呈対象者が小中学生以外であるときは、市内に在住、在勤または在学している者に限る。
- 6 実施期日
この基準は、令和5年4月1日から実施する。

青梅市運動広場設置要綱

1 目的

この要綱は、市民のスポーツ・レクリエーションの振興および心身の健全な育成を図るため、民有地等の空閑地を利用する運動広場の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象の土地

対象の土地は、空閑地の状態であるもので、市において現況を調査の上適当と認め、かつ、次に掲げる条件を備えた場所に限るものとする。ただし、青梅市教育委員会が特別に認める場合は、この限りでない。

- (1) 面積が1,000平方メートル以上であること。
- (2) 市の屋外運動施設（学校施設を除く。）、既設の運動広場から直線距離で500メートル以上離れていること。
- (3) 民有地の場合は、原則として10年以上の賃貸借契約または使用貸借契約が可能な土地であること。
- (4) 市有地の場合は、おおむね10年以上使用しない土地または使用目的が未定の土地とすること。
- (5) 利用について相当程度の需要が見込まれること。
- (6) 自治会等公共的団体が責任をもって管理できること。

3 施設

(1) 土地の形態は、更地の状態で利用するものとするが、現状に応じて最小限度の整地を行う。

(2) 運動広場の設備は、次に掲げるものとし、遊具は設置しないものとする。ただし、付带的設備については、面積、周辺環境等の状況により必要な加除を行うことができる。

ア 標準的設備 便所、水飲み場、注意板

イ 付带的設備 ベンチ、日よけ、ネットフェンス、防球ネット等

(3) 夜間照明設備の設置については、別に基準で定める。

4 施設管理

運動広場の維持管理は、当該区域内の自治会等公共的団体に委託するものとする。

5 賃借料等

(1) 運動広場の用地は、有償にて借受けし、固定資産税は減免しないものとする。ただし、すでに固定資産税が非課税の土地または免除されている土地については無償で借受けするものとする。

(2) 運動広場の賃貸借契約における賃借料および施設の管理・清掃にかかる委託料については、別に定める。

6 実施期日

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

青梅市運動広場夜間照明設置基準

1 目的

この基準は、青梅市運動広場設置要綱（令和5年4月1日実施）にもとづき、夜間照明設備の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 設置基準

夜間照明設置の対象となる運動広場は、次に掲げる条件を備え、かつ、青梅市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認める広場に限るものとする。

(1) 恒久的に使用できるか、または10年以上の賃貸借もしくは使用貸借関係にある広場であること。

(2) 付近住民に夜間照明設備による公害を与えないと思われる広場または付近住民が夜間照明設備を設置することに同意することが証明できる広場であること。

3 照度

夜間照明設備の照度は、運動広場の現況に応じ、教育委員会が別に定める。

4 実施期日

この基準は、令和5年4月1日から実施する。

青梅市屋内温水プール開放事業実施要綱

1 目的

この要綱は、青梅市の区域内（以下「市内」という。）の民間温水プールを活用して行う屋内温水プール開放事業について必要な事項を定め、もって市民の体力向上および健康増進を図ることを目的とする。

2 利用対象者

市内に住所を有する3歳以上の者（未就学児については、おむつが取れている者に限る。）とする。ただし、未就学児の場合は保護者の、小学校1年生および2年生の場合は高校生以上の者の同伴を必要とする。

3 利用施設

セントラルフィットネスクラブ西東京店（以下「施設」という。）とする。

4 利用日および時間

- (1) 利用日および時間は、原則として、施設の年末年始の休業期間を除く、毎週日曜日の午前10時から午後6時までとする。
- (2) 1回の利用時間は、2時間とする。

5 利用申込み

施設を利用しようとする者は、利用当日、施設において施設の管理者（以下「施設管理者」という。）に利用申込みを行い、次項に定める料金を支払うものとする。

6 利用料金

利用申込みをした者（以下「利用者」という。）は、利用料として 400円（小人（中学生以下をいう。以下同じ。）であるときは100円）を、利用当日に施設管理者に支払うものとする。ただし、利用時間を超過した場合の利用料は、30分につき既納した利用料の4分の1とし、同日の利用後において同様に支払うものとする。

7 遵守事項

施設の利用に当たり、利用者は施設管理者の指示に従うものとする。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、青梅市教育委員会が別に定める。

9 実施期日

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

青梅市水泳場における安全対策基準

1 目的

この基準は、青梅市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する各水泳場について、文部科学省および国土交通省によるプールの安全標準指針ならびに東京都のプール等取締条例（昭和50年東京都条例第22号）およびプール等取締条例施行規則（昭和50年東京都規則第78号）にもとづき、施設面、管理・運営面で配慮すべき事項を示し、利用者が安心して利用できる施設として、より一層の安全確保を図ることを目的とする。

2 施設・設備基準

教育委員会は、次に定めるところにより、水泳場の施設・設備面での安全確保を図る。

(1) 施設内

ア 救命具

浮き輪・担架等の救命具は、必要な場合にただちに使用できるよう適切な場所に配備する。

イ プールサイド

プールサイドの舗装材については、水にぬれた状態でも滑りにくい素材とし、素足で歩くことから粗い表面のものは避ける等プールサイドの安全な環境整備を図る。

ウ 監視室

(ア) 監視室が施設の構造上プール全体を見渡せる場所に位置していない場合には、監視員と監視室との連絡が円滑に行えるよう手段を講ずる。

(イ) 監視室および事務室に、緊急時の連絡先一覧表（2か所以上の医療機関、青梅消防署、西多摩保健所、青梅警察署、各ろ過機メーカー等）を備えるとともに、管理業務従事者の役割分担表、事故発生など緊急時の臨時役割分担表を備える。

エ 救護室・医務室

救護室・医務室には、緊急時にただちに対応できるよう救命具、救急医薬品、ベッド、AED等を備える。

オ 放送設備

利用者への連絡事項等通常の場合内放送のほか、危険な状況が発生した場合において、これを利用者に緊急周知するため、放送設備を常に良好な状態で使用できるよう機能を維持する。

カ 看板・標識板

利用者への適切な注意・警告等の看板・標識板は、入場者全員の目に付く場所であるプール入り口等に設置する。

(2) 排（環）水口

ア プール槽の底部および側面にある排（環）水口（起流ポンプ吸水口を含む。）のふたは、必ずねじやボルトで固定するとともに、二重の安全構造として、配管取付け口に吸い込み防止金具を設置する。

イ ふた等の穴や透き間は、子供が手足を引き込まれない大きさとするとともに、幼児や児童の指が挟まりにくい仕様とする。

ウ 起流ポンプ吐出口について、ポンプ停止時に水を吸い込む現象が生ずる場合があるため、吸い込み防止金具を設置する。

3 運営面における安全管理の徹底

水泳場の管理運営に関する業務を委託して行う場合は、次に定めるところにより管理運営面での点検・監視および管理体制についての安全対策を徹底する。

(1) 管理体制の整備

ア 教育委員会は、各水泳場の管理運営に関する業務の受託者（以下「管理受託者」という。）に対し、管理責任者、救助員、監視員等からなる管理体制および別表第1の内容を基準とした緊急対応連絡体制を整備するよう指示をする。

イ 教育委員会は、水泳場開場期間前後の点検作業の立会い、開場期間中の業務の履行状況の検査等、管理受託者が行う業務の適正な執行について、確認および監督を行う。

ウ 管理受託者は、監視室、管理責任者、コントロールポジション等が緊急時に円滑に連絡が行えるよう通信手段を確保する。

(2) 開場期間前後の点検

ア 開場期間前の点検

(ア) 管理受託者は、開場期間前に、必ず青梅市の担当職員立会いの下、「使用開始前（後）点検チェック表（別表第2）」にもとづいて施設全体の点検を確実にし、その結果を「使用開始前（後）点検シート（様式第1号）」により教育委員会に提出しなければならない。

- (イ) 管理受託者は、特に排（環）水口については、ふた等が正常な位置に堅固に固定されていること、それらを固定しているねじ、ボルト等に破損、欠落、ゆるみ等がないこと、配管取付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられていること等を確認し点検する。
- (ウ) 管理受託者は、開場期間前の点検または清掃のため、排（環）水口のふたを外す場合は、ポンプが停止していることや、水が完全に抜けたことを確認してから行うものとし、作業後は、ねじやボルトで正常な位置に固定しておく。
- (エ) 管理受託者は、開場期間前の点検の際に、排（環）水口のふた等の変形、それらを固定しているねじやボルトの破損、欠落その他施設の異常を発見した場合には、ただちに教育委員会に報告しなければならない。
- (オ) 教育委員会は、開場期間前の点検により、管理受託者から施設の異常に関する報告を受けたときは、ただちに当該箇所での修理、交換を行い、開場前に安全な状態に整備する。

イ 開場期間後の点検

- (ア) 管理受託者は、開場期間後においても、開場期間前と同様に必ず青梅市の担当職員立会いの下、「使用開始前（後）点検チェック表（別表第2）」にもとづいて施設全体の点検を行い、その結果を「使用開始前（後）点検シート（様式第1号）」により教育委員会に提出しなければならない。
- (イ) 管理受託者は、開場期間後の点検の際に、排（環）水口のふた等の変形、それらを固定しているねじやボルトの破損、欠落その他施設の異常を発見したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。
- (ウ) 教育委員会は、開場期間後の点検により、管理受託者から施設の異常に関する報告を受けたときは、次の使用に備えて安全な状態に整備する。

ウ 書類の保管

教育委員会は、管理受託者から提出を受けた「使用開始前（後）点検シート」を3年間保管するものとする。

(3) 日常点検、監視等

ア 日常点検

- (ア) 管理受託者は、毎日のプール利用前に、必ず「日常点検チェック表（別表第3）」にもとづいて日常点検を行い、その結果を「日常点検シート（様式第2号）」により教育委員会に提出しなければならない。
- (イ) 管理受託者は、開場時間内における毎時10分間の利用者休憩時間に、プ

ール槽内におけるガラス等危険物の確認およびその除去を行うほか、排（環）水口のふた等が確実に固定されていることを確認する。

(ウ) 管理受託者は、前記(ア)および(イ)の点検の際に、施設の異常を発見したときは、ただちに教育委員会に報告しなければならない。この場合において、当該異常の内容が緊急の対応を要するものであるときは、管理受託者は、次の(4)により対応をとること。

(エ) 教育委員会は、前記(ア)および(イ)の点検により、管理受託者から施設の異常に関する報告を受けたときは、ただちに当該箇所の修理、交換を行う。

イ 監視

管理受託者は、監視、利用指導および緊急時の対応のため、監視員の適切な配置を行うとともに、水泳場内で起こる事故の原因や防止策、事故が発生した場合の対応方法等について十分な知識をもって業務に当たらせる。

ウ 水質の維持

(ア) 管理受託者は、プール使用期間中は、循環ろ過機を24時間運転し、水質を維持する。

(イ) プール水の残留塩素濃度は、各プール槽2か所以上の場所で毎時計測し、いずれも1リットルにつき0.4ミリグラム以上 1.0ミリグラム以下とする。

(ウ) 管理受託者は、循環ろ過機、集毛器等を定期的に洗浄および消毒する。

エ 管理日誌

管理受託者は、気温、水温、利用者数、水質検査結果（プール水の残留塩素濃度等）、施設設備の安全点検結果等を記載する管理日誌を備え付け、開場期間中の毎日の状況を記載するとともに、開場期間後に教育委員会に提出しなければならない。

オ 書類の保管

教育委員会は、管理受託者から提出を受けた「日常点検シート」および管理日誌を3年間保管するものとする。

(4) 緊急時の対応

管理受託者は、利用者に危害が及ぶ可能性のある施設の異常を発見したとき、および人身事故が起きたときは、次に定める対応をとるほか、前記(1)アにより整備する緊急対応連絡体制に従い行動する。

ア 利用者に危害が及ぶ可能性のある施設の異常を発見したとき。

(ア) 危険箇所に遊泳者を近づけない措置を講ずる。

(イ) 遊泳者を速やかに避難させ、プールの使用を中止した上で、当該箇所の修理を行う。

(ウ) プールの使用を中止した場合は、当該箇所の修理が完了するまでプールを使用しない。

(エ) 排（環）水口（起流ポンプ吸水口を含む。）の異常が発見された場合は、稼働しているポンプをすべて停止する。

(オ) 循環ろ過ポンプおよび起流ポンプを停止させた際、逆流現象によりプール槽内にある吐出口から、水を吸い込む現象が発生する可能性もあるため、バルブを閉じる等吐出口からの吸い込みを防止するための措置を講ずる。

イ 人身事故が起きたとき。

(ア) 傷病者を救助し、安全な場所へ確保する。

(イ) 傷病者について適切な応急手当を行う。

(ウ) 二次災害を防止する上で必要な場合は、遊泳者を速やかにプールサイドに避難させる等の措置を講ずる。

(エ) 必要に応じて救急車を要請するほか、緊急対応の内容に従い、関係者への連絡を行う。

(5) 監視員等の教育

ア 教育委員会および管理受託者は、水泳場施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを認識した上で、安全管理に関する専門的な業務内容を詳細にわたって把握する。

イ 管理受託者は、監視員等の安全管理に携わるすべての従事者に対し、就業前に次の内容を含む教育および訓練を行う。

(ア) プールの構造および維持管理

(イ) プール施設内での事故防止対策

(ウ) 事故発生等緊急時の措置と救護

(エ) 緊急事態の発生を想定した実地訓練（飛び込み事故やでき水事故等のほか、排（環）水口（起流ポンプ吸水口を含む。）における吸い込み事故を想定したものを含むこと。）

ウ 管理受託者は、必要に応じて、前記イのほか、日常業務において従事者が経験した危険な事態や苦情等を題材とした事例研究を行う。

エ 管理受託者は、各種ポンプを緊急停止させるための操作を救助員および監視員全員ができる状態に指導する。

(6) 利用者への周知

ア 教育委員会は、飛び込み事故、でき水事故、排（環）水口における吸い込み事故、プールサイドでの転倒事故等、プール内の事故を防止するため、各施設に応じた禁止事項を別に定め、利用者に対し周知する。

イ 管理受託者は、日常の点検結果等を、「当プールを御利用のみなさまへ（別表第4）」により、水泳場の利用者に見やすい位置に掲示して利用者へ周知する。

4 実施期日

この基準は、令和5年4月1日から実施する。

青梅市総合体育館における使用料減免に関する基準

1 目的

この基準は、青梅市における公の施設の使用料減免に関する指針（平成21年4月1日実施）にもとづき、青梅市総合体育館条例施行規則（令和5年教育委員会規則第2号）第7条第1項第6号に規定する「その他教育委員会が特に必要と認めたとき」に行う減免措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 免除を行うもの

- (1) 市内の支会、自治会が行う体育、スポーツおよびレクリエーションを目的とした大会に使用するとき。
- (2) 青少年の健全育成を目的とした事業を実施する団体で青梅市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものが、市内の中学生以下を主な構成員とする市内の団体で教育委員会が認めるものを対象に当該事業を実施するために使用するとき。

3 その他に減免が必要となる団体

- (1) 前項に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるときは、減免を行うことができる。
- (2) 前号の決定を行う場合は、他の公の施設の減免に関する基準との均衡を失しないよう留意しなければならない。

4 実施期日

この基準は、令和5年4月1日から実施する。

青梅市体育施設における使用料減免に関する基準

1 目的

この基準は、青梅市における公の施設の使用料減免に関する指針（平成21年4月1日実施）にもとづき、青梅市体育施設条例施行規則（令和5年教育委員会規則第2号）第9条第1項第6号に規定する「その他教育委員会が特に必要と認めるとき」に行う減免措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 免除を行うもの

(1) 市内の支会、自治会が行う体育、スポーツおよびレクリエーションを目的とした大会に使用するとき。

(2) 青少年の健全育成を目的とした事業を実施する団体で教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものが、市内の中学生以下を主な構成員とする市内の団体で教育委員会が認めるものを対象に当該事業を実施するために使用するとき。

3 その他に減免が必要となる団体

(1) 前項に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるときは、減免を行うことができる。

(2) 前号の決定を行う場合は、他の公の施設の減免に関する基準との均衡を失しないよう留意しなければならない。

4 実施期日

この基準は、令和5年4月1日から実施する。